(案)

第6期大田原市障害者福祉計画 第7期大田原市障害福祉計画 第3期大田原市障害児福祉計画



【基本理念】

「福祉のまちおおたわら」

~障害のある人もない人も共に生きる~



令和6年 月 大田原市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の法的根拠	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	8
第2章 障害のある人を取り巻く現状	
1 統計データに基づく障害のある人の現状	
2 アンケート調査結果に基づく障害のある人の状	況16
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	
2 計画の基本目標	
3 施策の体系	
4 障害福祉サービス等の体系	40
第4章 障害者計画	
基本目標1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実	
(1)相互理解の促進	43
(2)差別の解消及び権利擁護の推進	45
(3)虐待防止の推進	47
(4)福祉教育の充実と交流機会の推進	48
(5)地域福祉活動の促進	50
基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充	5252
(1)相談支援体制の充実	52
(2)情報提供の充実	55
(3) 意思疎通支援の充実	56
(4) 障害福祉サービス等の充実	57
(5) 生活を支えるサービスの充実	59
(6) 福祉人材の養成・確保	61

基本目標3 保健・医療の充実	62
(1)医療・リハビリテーションの充実	62
(2)精神保健福祉施策の充実	64
(3)様々な障害特性への支援	66
基本目標4 障害のある児童への支援の充実	68
(1)切れ目のない支援体制の充実	68
(2)教育の充実	71
基本目標5 社会参加の促進	73
(1)雇用・就労の充実	73
(2)文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進	76
基本目標6 安全・安心な暮らしの確保	78
(1)バリアフリーの推進	78
(2) 防災・防犯対策の推進	80
第5章 障害福祉計画•障害児福祉計画	83
1 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標	85
2 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策	96
3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策	111

1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、平成31年3月に「第5期大田原市障害者福祉計画」、令和3年3月に「第6期大田原市障害福祉計画・第2期大田原市障害児福祉計画」を策定し、障害のある人の権利擁護や社会参加、市民の意識啓発など、障害児者に対する福祉施策を推進するとともに、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備等を推進してきました。

障害児者を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、 障害のある人の高齢化も進み、障害の重度化、重複化が進んでいます。また、 障害のある人の家庭においても介助者の高齢化も進んでおり、核家族化をはじ めとした家族形態が変化するとともに、地域における介助・支援機能が低下し ています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法の改正により、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質及び量の確保並びに向上を図るための様々な環境整備が求められて進められています。

さらには、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が位置づけられました。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指していきます。

こうした背景を踏まえ、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して 充実した生活を共に送ることができる社会を構築し、多様化するニーズに対 して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、「第6期大 田原市障害者福祉計画(令和6年度~令和11年度)」及び「第7期大田原市障 害福祉計画・第3期大田原市障害児福祉計画(令和6年度~令和8年度)」を新 たに策定します。

2 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第 88 条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

■障害者基本法

第11条(一部抜粋)

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、 当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のた めの施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定し なければならない。

■障害者総合支援法

第88条(一部抜粋)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相 談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる 事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談 支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談 支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、 教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施す る機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第89条の2の2第1項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村 障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 11 条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会(以下この項及び第89条 第8項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を 定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴く よう努めなければならない。

■児童福祉法

第33条の20(一部抜粋)

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要 な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な 見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に 係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(第33条の20第4項、第5項省略)

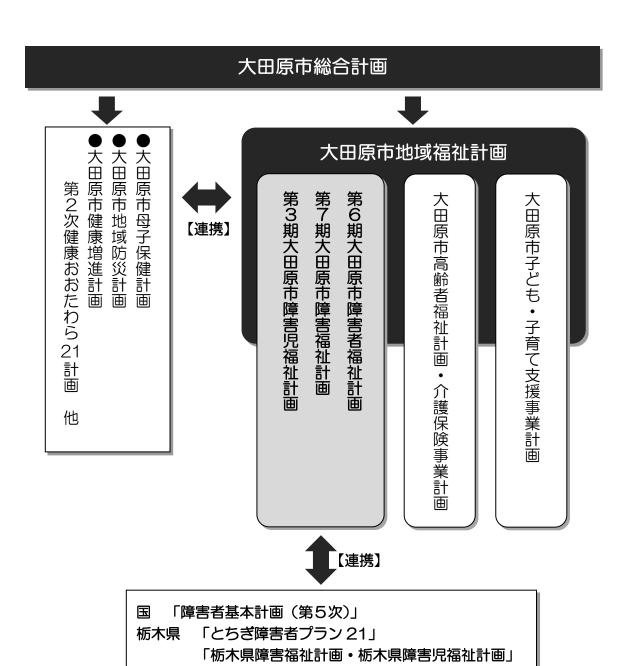
6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

※条文は、令和6年3月現在のものを記載しています。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「大田原市総合計画」をはじめ、福祉部門の最上位計画の「大田原市地域福祉計画」の下、個別部門計画である「大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「大田原市子ども・子育て支援事業計画」、「大田原市母子保健計画」等との整合性を図り策定しました。

また、国の「障害者基本計画(第5次)」、栃木県の「とちぎ障害者プラン21」、「栃木県障害福祉計画・栃木県障害児福祉計画」との整合性を図った計画とします。



6

4 計画の期間

「第6期大田原市障害者福祉計画」の期間については、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期大田原市障害福祉計画」、「第3期大田原市障害児福祉計画」の期間については、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、策定後の制度改正、福祉・保健・医療等の社会経済情勢の変化により、 必要に応じて見直しを行います。

年度	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	
障害者 福祉計画	,	第5期	\			第6	6期		
障害 福祉計画	[第6期			第7期			第8期	
障害児 福祉計画	[第2期			第3期			第4期	

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査やパブリックコメントの実施等により、本市の障害のある人の生活実態、障害福祉サービス等に対する意見及び現状を把握しました。さらに、策定委員会、検討部会及び地域自立支援協議会で計画の内容や今後の障害福祉施策についての審議を重ねました。

(1) 大田原市障害者福祉計画策定委員会

保健・医療・福祉関係者、障害当事者団体、学識経験者、教育関係者、行政関係者による策定委員会を設置し、計画内容の検討を行いました。

(2) 大田原市障害者福祉計画検討部会

障害者施策に係る庁内関係各課による検討部会を設置し、計画内容の検討を行いました。

(3) 大田原市地域自立支援協議会

指定相談事業所、障害福祉サービス事業所、保健・医療、教育関係者、行政関係者による地域自立支援協議会において、計画内容の検討を行いました。また、 障害当事者及び保護者で構成される当事者部会では、障害福祉施策に対する意見等を把握し、計画内容の検討を行いました。

(4)アンケート調査の実施

障害のある人や障害のある児童を対象に、日常生活の状況や障害福祉サービス等における利用意向等を把握し、今後の障害者施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和4年12月にアンケート調査を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

市民や関係者の意見を反映させるため、本計画の計画案について、令和5年11月27日から令和5年12月20日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

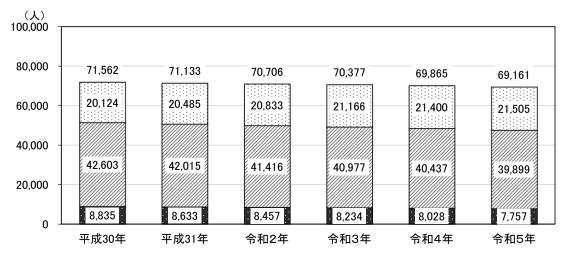
全 第 2 章 障害のある人を取り巻く現状

1 統計データに基づく障害のある人の現状

(1)人口の状況

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和5年で69,161人となっています。 また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少 しているものの、高齢者人口は増加傾向にあり、今後も少子高齢化が進むと予測 されます。

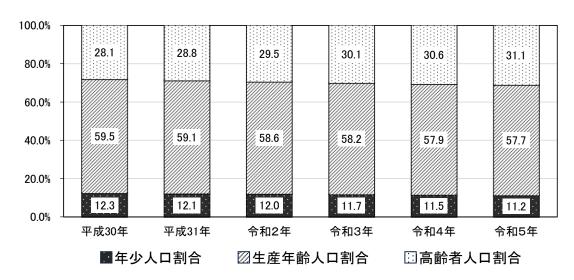
<総人口及び年齢3区分別人口の推移>



■年少人口(O~14歳) 図生産年齢人口(15~64歳) □高齢者人口(65歳以上)

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

<年齢3区分別人口の割合の推移>

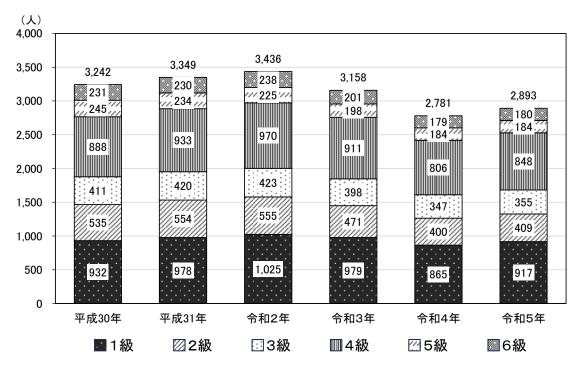


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、令和5年で 2,893 人となっています。手帳の等級 については、いずれの年も1級が約30%で最も多くなっています。

<身体障害者手帳所持者数の推移>



資料:福祉課(各年4月1日現在)

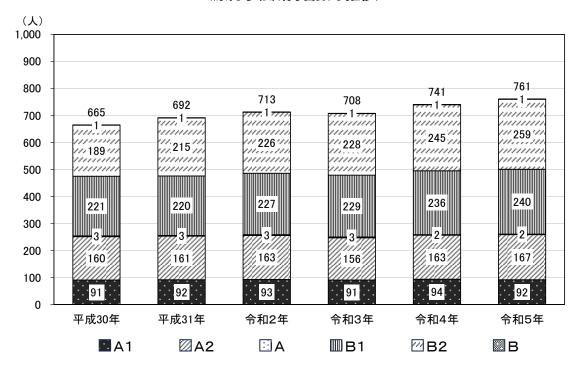
<身体障害者手帳所持者数の推移 等級別>

		平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	1級	932	978	1,025	979	865	917
	1 700	28.7%	29.2%	29.8%	31.0%	31.1%	31.7%
	2級	535	554	555	471	400	409
	∠ 拟	16.5%	16.5%	16.2%	14.9%	14.4%	14.1%
	3級	411	420	423	398	347	355
等級	ろ淑文	12.7%	12.5%	12.3%	12.6%	12.5%	12.3%
級	4級	888	933	970	911	806	848
	4 7汉	27.4%	27.9%	28.2%	28.8%	29.0%	29.3%
	5級	245	234	225	198	184	184
	3 700	7.6%	7.0%	6.5%	6.3%	6.6%	6.4%
	6 %B	231	230	238	201	179	180
	6級	7.1%	6.9%	6.9%	6.4%	6.4%	6.2%
	合計	3,242	3,349	3,436	3,158	2,781	2,893

(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者は、令和5年で 761 人となっています。程度別でみると、「B2」が259 人で最も多く、次いで「B1」が240 人、「A2」が167 人となっています。なお、「B1」と「B2」で、全体の65.5%を占める状況となっています。

<療育手帳所持者数の推移>



資料:福祉課(各年4月1日現在)

〈療育手帳所持者数の推移 程度別〉

		平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	Λ 1	91	92	93	91	94	92
	A 1	13.7%	13.3%	13.0%	12.9%	12.7%	12.1%
	A 2	160	161	163	156	163	167
	ΑZ	24.1%	23.3%	22.9%	22.0%	22.0%	21.9%
	۸	3	3	3	3	2	2
程度	Α	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%
度	B 1	221	220	227	229	236	240
	ΒI	33.2%	31.8%	31.8%	32.3%	31.8%	31.5%
	В 2	189	215	226	228	245	259
	DΖ	28.4%	31.1%	31.7%	32.2%	33.1%	34.0%
	В	1	1	1	1	1	1
	Б	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
	合計	665	692	713	708	741	761

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5年で677人となっています。等級別でみると、「2級」が433人で最も多く、次いで「3級」が128人、「1級」が116人となっています。

また、自立支援医療(精神通院)受給者は、令和5年で1,173人となっています。

(人) 800 平成30年 平成31年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 1級 図2級 □3級

<精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移>

資料:福祉課(各年4月1日現在)

<精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移 等級別>

		平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	4 617	111	101	120	112	105	116
	1級	23.8%	21.8%	23.2%	20.1%	17.3%	17.1%
等級	2級	295	298	328	357	389	433
級	2 700	63.3%	64.2%	63.3%	64.0%	64.1%	64.0%
	7½ C	60	65	70	89	113	128
	3級	12.9%	14.0%	13.5%	15.9%	18.6%	18.9%
	合計	466	464	518	558	607	677

<自立支援医療(精神通院)受給者数の推移>

	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療 (精神通院) 受給者	898	911	964	996	1,118	1,173

資料:福祉課(各年4月1日現在)

(5) 難病患者の現状

特定疾患の対象は、指定難病と小児慢性特定疾病であり、令和5年4月現在、指定難病は338疾病、小児慢性特定疾病は788疾病となります。

令和5年4月1日現在、特定医療費(指定難病)受給者証及び小児慢性特定疾病 医療費受給者証の交付を受けている人は638人で、平成30年と比較すると120 人の増加となっています。

<特定医療費(指定難病)受給者証及び小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者の推移>

	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定医療費	447	480	511	562	550	574
小児慢性特定 疾病医療費	71	63	65	55	59	64
合計	518	543	576	617	609	638

資料:栃木県(各年4月1日現在)

2 アンケート調査結果に基づく障害のある人の状況

(1)調査の概要

障害のある人の生活状況や障害福祉サービス等の利用状況・利用意向等を把握するとともに、障害福祉に対する意識や意向等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

①調査対象者

●調査対象者:市内在住の障害のある人 500 人 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び難病患者)

②調査方法・調査期間

●調査方法:郵送配布、郵送回収

●調査期間:令和4年12月7日から令和5年1月24日まで

③回収結果

●有効回収数:222件(回収率:44.4%)

4調查項目

調査項目は、以下の 12 項目となります。

- 1 お答えいただく方について
- 2 あなたご自身のことについて
- 3 あなたの障害の状況について
- 4 あなたの介助について
- 5 あなたの日中活動や就労について
- 6 障害のある児童について
- 7 障害福祉サービス等の利用について
- 8 相談について
- 9 差別について
- 10 権利擁護について
- 11 災害時の避難等について
- 12 大田原市のまちづくりについて

(2) 主な調査結果

①現在の暮らしについて

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が82.0%で最も高く、次いで「障害者支援施設で暮らしている」が8.6%、「一人で暮らしている」が5.0%となっています。

障害種別でみると、知的障害者では、「障害者のグループホームで暮らしている」が 5.6%、「障害者支援施設で暮らしている」が 19.7%と、他の障害種別と比べて高くなっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0~17歳 n=35
一人で暮らしている	5.0%	9.8%	0.0%	0.0%	5.7%	0.0%
家族と暮らしている	82.0%	79.3%	73.2%	75.0%	87.1%	97.1%
障害者のグループホームで暮らして いる	2.3%	1.1%	5.6%	4.2%	1.4%	0.0%
障害者支援施設で暮らしている	8.6%	7.6%	19.7%	8.3%	4.3%	0.0%
高齢者施設で暮らしている	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%
病院に入院している	0.9%	1.1%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%
その他	0.5%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	2.9%
無回答	0.5%	1.1%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%

②将来の暮らしについて

将来の暮らしについては、「家族と暮らしたい」が55.9%で最も高く、次いで「障害者支援施設で暮らしたい」が16.2%、「一人暮らしをしたい」が13.5%となっています。

障害種別でみると、知的障害者では、「障害者のグループホームで暮らしたい」が 11.3%、「障害者支援施設で暮らしたい」が 38.0%、精神障害者では、「一人暮らしをしたい」が 20.8%と、他の障害種別と比べて高くなっています。

0~17歳でみると、「家族と暮らしたい」が60.0%で最も高く、次いで「障害者支援施設で暮らしたい」が20.0%、「一人暮らしをしたい」が14.3%となっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0~17歳 n=35
一人暮らしをしたい	13.5%	17.4%	4.2%	20.8%	7.1%	14.3%
家族と暮らしたい	55.9%	52.2%	36.6%	50.0%	68.6%	60.0%
障害者のグループホームで暮らした い	4.1%	4.3%	11.3%	0.0%	2.9%	0.0%
障害者支援施設で暮らしたい	16.2%	14.1%	38.0%	16.7%	5.7%	20.0%
高齢者施設で暮らしたい	1.8%	2.2%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%
その他	4.5%	3.3%	5.6%	12.5%	5.7%	2.9%
無回答	4.1%	6.5%	4.2%	0.0%	5.7%	2.9%

③介助者の年齢について

介助者の年齢については、「40~49 歳」が 28.6%で最も高く、次いで「60~69 歳」が 25.5%、「50~59 歳」が 23.5%となっています。

障害種別でみると、介助者の年齢が60歳以上の割合は、身体障害者が55.2%、 知的障害者が32.0%、精神障害者が70.0%、難病患者が50.0%となっています。

0~17歳でみると、「40~49歳」が65.6%で最も高く、次いで「30~39歳」が28.1%、「50~59歳」が6.3%となっています。

	全体 n=98	身体障害者 n=38	知的障害者 n=50	精神障害者 n=10	難病患者 n=20	0~17歳 n=32
20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20~29歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30~39歳	11.2%	5.3%	6.0%	0.0%	5.0%	28.1%
40~49歳	28.6%	10.5%	32.0%	10.0%	20.0%	65.6%
50~59歳	23.5%	26.3%	28.0%	20.0%	20.0%	6.3%
60~69歳	25.5%	44.7%	28.0%	40.0%	30.0%	0.0%
70歳以上	9.2%	10.5%	4.0%	30.0%	20.0%	0.0%
無回答	2.0%	2.6%	2.0%	0.0%	5.0%	0.0%

4 外出時の困りごとについて

外出時の困りごとについては、「公共交通機関が少ない(ない)」が 19.0%で最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が 18.0%、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」が 17.5%となっています。

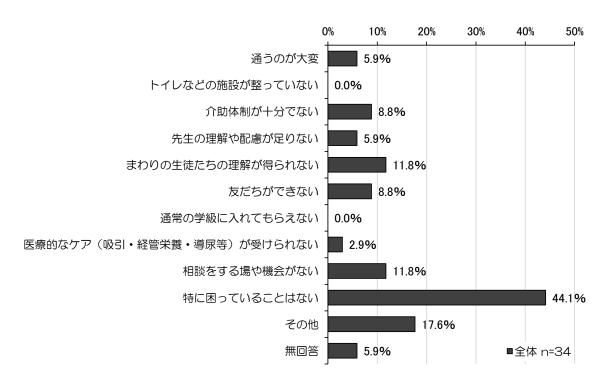
障害種別でみると、身体障害者では、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」、知的障害者では、「困った時にどうすればいいのか心配」、精神障害者では、「外出にお金がかかる」、難病患者では、「発作など突然の身体の変化が心配」の割合が最も高くなっています。

○~17歳でみると、「困った時にどうすればいいのか心配」が32.4%で最も高く、次いで「周囲の目が気になる」が23.5%、「外出にお金がかかる」が17.6%となっています。

	全体 n=211	身体障害者 n=88	知的障害者 n=69	精神障害者 n=20	難病患者 n=68	0~17歳 n=34
公共交通機関が少ない(ない)	19.0%	20.5%	15.9%	20.0%	19.1%	8.8%
列車やバスの乗り降りが困難	9.5%	17.0%	8.7%	5.0%	8.8%	0.0%
道路や駅に階段や段差が多い	9.0%	17.0%	7.2%	5.0%	10.3%	2.9%
切符の買い方や乗換えの方法がわか りにくい	5.7%	6.8%	8.7%	15.0%	1.5%	2.9%
外出先の建物の設備が不便(通路、 トイレ、エレベーターなど)	17.5%	22.7%	26.1%	0.0%	13.2%	5.9%
介助者が確保できない	5.2%	6.8%	8.7%	5.0%	0.0%	2.9%
外出にお金がかかる	11.4%	11.4%	15.9%	25.0%	8.8%	17.6%
周囲の目が気になる	10.4%	6.8%	15.9%	20.0%	10.3%	23.5%
発作など突然の身体の変化が心配	12.3%	14.8%	13.0%	20.0%	20.6%	2.9%
困った時にどうすればいいのか心配	18.0%	11.4%	30.4%	20.0%	11.8%	32.4%
その他	8.1%	8.0%	8.7%	5.0%	10.3%	14.7%
無回答	33.6%	30.7%	14.5%	40.0%	36.8%	26.5%

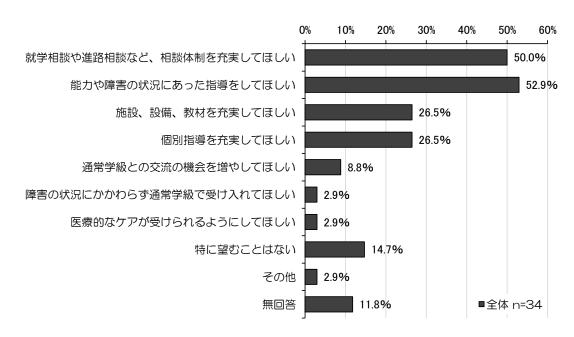
⑤幼稚園・学校などに通っていての困りごと

幼稚園・学校などでの困りごとについては、「まわりの生徒たちの理解が得られない」、「相談をする場や機会がない」がともに 11.8%で最も高く、次いで「介助体制が十分でない」、「友だちができない」がともに 8.8%となっています。



⑥幼稚園・学校などに望むこと

幼稚園・学校などに望むことについては、「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」が52.9%で最も高く、次いで「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が50.0%、「施設、設備、教材を充実してほしい」、「個別指導を充実してほしい」がともに26.5%となっています。



⑦就労支援として必要だと思うこと

就労支援として必要だと思うことについては、「職場の障害者への理解」が52.5%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が50.3%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が45.4%となっています。

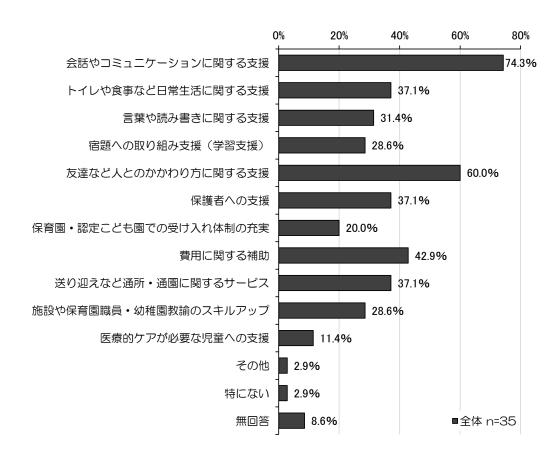
障害種別でみると、身体障害者では、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、知的 障害者、精神障害者、難病患者では、「職場の障害者への理解」の割合が最も高く なっています。

また、難病患者では、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「在宅勤務の拡充」、 「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「企業ニーズにあった就労訓練」 の割合が、他の障害種別と比べて高くなっています。

	全体 n=183	身体障害者 n=89	知的障害者 n=51	精神障害者 n=24	難病患者 n=67	0~17歳 n=0
通勤手段の確保	35.5%	38.2%	45.1%	37.5%	35.8%	-
勤務場所におけるバリアフリー等の 配慮	25.7%	27.0%	21.6%	8.3%	31.3%	_
短時間勤務や勤務日数等の配慮	45.4%	47.2%	31.4%	37.5%	55.2%	1
在宅勤務の拡充	24.0%	21.3%	13.7%	12.5%	37.3%	-
職場の障害者への理解	52.5%	44.9%	54.9%	54.2%	61.2%	-
職場の上司や同僚に障害の理解があ ること	50.3%	41.6%	47.1%	50.0%	58.2%	-
職場で介助や援助等が受けられること	24.6%	18.0%	33.3%	25.0%	28.4%	-
就労後のフォローなど職場と支援機 関の連携	19.1%	16.9%	21.6%	16.7%	22.4%	-
企業ニーズにあった就労訓練	16.9%	13.5%	13.7%	8.3%	23.9%	-
仕事についての職場外での相談対 応、支援	23.5%	20.2%	17.6%	20.8%	26.9%	-
その他	3.3%	4.5%	2.0%	8.3%	4.5%	
無回答	18.6%	18.0%	25.5%	16.7%	14.9%	

⑧お子さんが受けている支援等で充実させるべきと思うこと

お子さんが受けている支援等で充実させるべきと思うことについては、「会話やコミュニケーションに関する支援」が74.3%で最も高く、次いで「友達など人とのかかわり方に関する支援」が60.0%、「費用に関する補助」が42.9%となっています。



9障害福祉サービス等の利用状況及び5年後の利用意向について

障害福祉サービス等の利用状況及び5年後の利用意向について、障害種別及び 0~17歳の結果の上位3位までをまとめたものが下表となっています。

〈障害福祉サービスの利用状況及び5年後の利用意向〉

■身体障害者 n=92

	1位	2位	3位
利用状況	計画相談支援	生活介護	短期入所(ショートステイ)
インハコハルし	23.9%	13.0%	10.9%
г <i>#</i> %0	計画相談支援	生活介護	居宅介護(ホームヘルプ)
5年後の 利用意向	可凹陷或义族	土心川陵	短期入所(ショートステイ)
作为形态中的	20.7%	16.3%	13.0%

■知的障害者 n=71

	1位	2位	3位
利用状況	計画相談支援	生活介護	放課後等デイサービス
小川北水	59.2%	42.3%	29.6%
5年後の	計画相談支援	生活介護	施設入所支援
利用意向	39.4%	35.2%	31.0%

■精神障害者 n=24

-181117-0-0 11-0-1				
	1位	2位	3位	
利用状況	計画相談支援	生活介護	就労継続支援(B型)	
インハンハルし	29.2%	20.8%	16.7%	
			短期入所(ショートステイ)	
5年後の	計画相談支援	生活介護	施設入所支援	
利用意向			地域移行支援	
	29.2%	16.7%	12.5%	

■難病患者 n=70

	1位	2位	3位	
利用状況	計画相談支援	自立訓練(機能訓練)	居宅介護(ホームヘルプ) 生活介護	
**************************************	书 状沈		就労継続支援(B型)	
	14.3%	5.7%	4.3%	
5年後の 利用意向	計画相談支援	重度障害者等包括支援	居宅介護(ホームヘルプ)	
	1 画作或义族	生反呼合石守己位义族	自立訓練(機能訓練)	
	14.3%	10.0%	8.6%	

■ 0~17歳 n=35

	1位	2位	3位
利用状況	放課後等デイサービス	計画相談支援	児童発達支援
利州认派	80.0%	40.0%	34.3%
5年後の	放課後等デイサービス	計画相談支援	自立訓練(生活訓練)
利用意向	42.9%	22.9%	20.0%

<地域生活支援事業の利用状況及び5年後の利用意向>

■身体障害者 n=92

	1位	2位	3位
利用状況	福祉タクシー利用券等の公 共交通機関利用助成給付	自立支援医療(更生医療、育 成医療、精神通院医療)	相談支援事業(一般的な相談) 日常生活用具給付事業
	16.3%	9.8%	7.6%
5年後の	福祉タクシー利用券等の公 共交通機関利用助成給付	緊急の短期入所受け入れ	相談支援事業(一般的な相談)
利用意向	29.3%	15.2%	14.1%

■知的障害者 n=71

	1位	2位	3位
利用状況	日中一時支援事業 26.8%	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療) 14.1%	相談支援事業(一般的な相談) 緊急の短期入所受け入れ 7.0%
5年後の 利用意向	緊急の短期入所受け入れ 22.5%	日中一時支援事業 18.3%	成年後見制度利用支援事業 16.9%

■精神障害者 n=24

	1位	2位	3位
利用状況	自立支援医療(更生医療、育 成医療、精神通院医療)	福祉タクシー利用券等の公 共交通機関利用助成給付	成年後見制度利用支援事業
	41.7%	16.7%	12.5%
F 年後の	福祉タクシー利用券等の公	自立支援医療(更生医療、育	相談支援事業(一般的な相談)
5年後の 利用意向	共交通機関利用助成給付	成医療、精神通院医療)	移動支援事業
ניין אינו לניף	29.2%	20.8%	16.7%

■難病患者 n=70

	1位	2位	3位
	相談支援事業(一般的な相談)	福祉タクシー利用券等の公 共交通機関利用助成給付	日中一時支援事業
利用状況	日常生活用具給付事業	自立支援医療(更生医療、育 成医療、精神通院医療)	訪問入浴
	5.7%	4.3%	2.9%
5年後の	福祉タクシー利用券等の公 共交通機関利用助成給付	相談支援事業(一般的な相談)	日常生活用具給付事業
利用意向	17.1%	11.4%	10.0%

■ 0~17歳 n=35

	1位	2位	3位
	日中一時支援事業	 相談支援事業(一般的な相談)	日常生活用具給付事業
利用状況	口中一时又扳手未		緊急の短期入所受け入れ
	25.7%	8.6%	2.9%
	相談支援事業(一般的な相談)	日中一時支援事業	日常生活用具給付事業
5年後の			グループホーム体験
利用意向		緊急の短期入所受け入れ	福祉タクシー利用券等の公 共交通機関利用助成給付
	20.0%	17.1%	8.6%

⑩障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先について

障害や福祉サービスに関する情報の入手先については、「インターネット」が29.7%で最も高く、次いで「サービス事業所の人や施設職員」が26.6%、「かかりつけの医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職」が23.4%となっています。

障害種別でみると、身体障害者、精神障害者では、「かかりつけの医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職」、知的障害者では、「サービス事業所の人や施設職員」、難病患者では、「インターネット」の割合が最も高くなっています。また、精神障害者では、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」の割合が、他の障害種別と比べて高くなっています。

○~17歳でみると、「サービス事業所の人や施設職員」が48.6%で最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が40.0%、「インターネット」、「かかりつけの医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職」がともに37.1%となっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0~17歳 n=35
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラ ジオのニュース	22.1%	19.6%	22.5%	12.5%	22.9%	17.1%
「広報おおたわら」などの広報誌	23.0%	19.6%	12.7%	20.8%	32.9%	22.9%
インターネット	29.7%	25.0%	14.1%	8.3%	42.9%	37.1%
大田原市ホームページ	17.6%	20.7%	9.9%	0.0%	28.6%	2.9%
SNS (LINE • Facebook • Twitter等)	9.9%	8.7%	1.4%	0.0%	17.1%	14.3%
家族や親せき、友人・知人	21.6%	14.1%	26.8%	12.5%	15.7%	40.0%
サービス事業所の人や施設職員	26.6%	25.0%	53.5%	29.2%	12.9%	48.6%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	7.2%	9.8%	8.5%	16.7%	7.1%	11.4%
行政機関の相談窓口(市役所、栃木 県県北健康福祉センター)	12.6%	16.3%	9.9%	4.2%	11.4%	11.4%
大田原市障害者相談支援センター	5.9%	8.7%	4.2%	16.7%	7.1%	8.6%
地域生活支援センター「ゆずり葉」	1.4%	2.2%	1.4%	4.2%	0.0%	0.0%
県北手話通訳派遣協会	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
かかりつけの医師や看護師、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士などの専門職	23.4%	26.1%	12.7%	37.5%	24.3%	37.1%
病院のケースワーカーや介護保険の ケアマネジャー	7.2%	12.0%	4.2%	29.2%	5.7%	0.0%
障がい児者等保護者会など	3.2%	0.0%	8.5%	4.2%	0.0%	0.0%
障害者相談員(ピアカウンセリン グ)	1.8%	4.3%	2.8%	4.2%	2.9%	2.9%
民生委員・児童委員	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
情報が得られない	3.6%	3.3%	2.8%	4.2%	1.4%	5.7%
その他	4.5%	4.3%	4.2%	4.2%	4.3%	8.6%
無回答	8.1%	10.9%	7.0%	8.3%	8.6%	2.9%

⑪コミュニケーションをとる上での困りごとについて

情報の入手時やコミュニケーションをとる上での困りごとについては、「うまく質問できない、伝えられない」が23.9%で最も高く、次いで「伝えたいことを理解してもらうのに時間がかかる」が18.5%、「相手の話す内容がわかりにくい」が12.2%となっています。

障害種別でみると、すべての障害種別で「うまく質問できない、伝えられない」の割合が最も高くなっています。また、知的障害者、精神障害者では、「伝えたいことを理解してもらうのに時間がかかる」の割合が、他の障害種別と比べて高くなっています。なお、「特に困ることはない」は、身体障害者で約4割、難病患者で約5割と、他の障害種別と比べて高くなっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0~17歳 n=35
案内表示がわかりにくい	6.3%	6.5%	9.9%	4.2%	2.9%	8.6%
音声情報や文字情報が少ない	3.2%	3.3%	4.2%	8.3%	1.4%	2.9%
パソコンやスマートフォンが使えな い	10.4%	15.2%	16.9%	25.0%	8.6%	5.7%
手話通訳、要約筆記者の数が少ない	1.4%	2.2%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%
伝えたいことを理解してもらうのに 時間がかかる	18.5%	10.9%	38.0%	29.2%	10.0%	22.9%
うまく質問できない、伝えられない	23.9%	16.3%	39.4%	41.7%	11.4%	25.7%
読むことが難しかったり、文章表現 がわかりにくい	11.7%	12.0%	19.7%	8.3%	5.7%	8.6%
相手の話す内容がわかりにくい	12.2%	13.0%	19.7%	16.7%	5.7%	17.1%
特に困ることはない	39.2%	39.1%	18.3%	16.7%	52.9%	37.1%
その他	2.7%	1.1%	5.6%	0.0%	1.4%	8.6%
無回答	18.9%	23.9%	16.9%	20.8%	17.1%	11.4%

迎差別や嫌な思いをしたことについて

差別や嫌な思いをしたことについては、「ない」が38.3%で最も高く、次いで「少しある」が31.1%、「ある」が18.5%となっています。

障害種別でみると、「ある」は、身体障害者が20.7%、知的障害者が25.4%、 精神障害者が25.0%、難病患者が15.7%となっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0~17歳 n=35
ある	18.5%	20.7%	25.4%	25.0%	15.7%	34.3%
少しある	31.1%	31.5%	36.6%	20.8%	31.4%	20.0%
ない	38.3%	37.0%	23.9%	37.5%	38.6%	40.0%
無回答	12.2%	10.9%	14.1%	16.7%	14.3%	5.7%

③差別や嫌な思いをした場所や出来事について

差別や嫌な思いをした場所や出来事については、「外出先(買い物等)」が50.0%で最も高く、次いで「病院などの医療機関」が24.5%、「学校」が21.8%となっています。

障害種別でみると、身体障害者、知的障害者では、「外出先(買い物等)」、精神 障害者では、「病院などの医療機関」、難病患者では、「仕事場」、「外出先(買い物 等)」の割合が最も高くなっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0~17歳 n=35
幼稚園・保育園	10.0%	2.1%	13.6%	9.1%	12.1%	42.1%
学校	21.8%	16.7%	27.3%	45.5%	24.2%	42.1%
仕事場	19.1%	16.7%	4.5%	27.3%	33.3%	5.3%
仕事を探すとき	12.7%	14.6%	0.0%	27.3%	15.2%	0.0%
外出先(買い物等)	50.0%	45.8%	63.6%	18.2%	33.3%	52.6%
余暇を楽しむとき	15.5%	18.8%	13.6%	9.1%	12.1%	26.3%
病院などの医療機関	24.5%	29.2%	15.9%	54.5%	30.3%	10.5%
住んでいる地域	19.1%	18.8%	18.2%	36.4%	9.1%	31.6%
その他	2.7%	4.2%	2.3%	0.0%	3.0%	0.0%
無回答	0.9%	2.1%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%

(4)成年後見制度の認知度について

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」が34.2%で最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が30.2%、「名前も内容も知っている」が28.8%となっています。

障害種別でみると、「名前も内容も知っている」は、身体障害者が29.3%、知的障害者が26.8%、精神障害者が16.7%、難病患者が31.4%となっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0~17歳 n=35
名前も内容も知っている	28.8%	29.3%	26.8%	16.7%	31.4%	37.1%
名前を聞いたことがあるが、内容は 知らない	30.2%	31.5%	31.0%	45.8%	28.6%	28.6%
名前も内容も知らない	34.2%	31.5%	38.0%	29.2%	32.9%	34.3%
無回答	6.8%	7.6%	4.2%	8.3%	7.1%	0.0%

15成年後見制度の利用について

成年後見制度の利用意向については、「わからない」が 45.0%で最も高く、次いで「考えていない」が 37.4%、「考えている」が 11.3%となっています。

障害種別でみると、「考えている」は、身体障害者が 12.0%、知的障害者が 19.7%、精神障害者が 20.8%、難病患者が 7.1%となっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0~17歳 n=35
考えている	11.3%	12.0%	19.7%	20.8%	7.1%	8.6%
考えていない	37.4%	35.9%	28.2%	33.3%	45.7%	31.4%
わからない	45.0%	45.7%	49.3%	41.7%	37.1%	57.1%
無回答	6.3%	6.5%	2.8%	4.2%	10.0%	2.9%

16災害時の困りごとについて

災害時の困りごとについては、「投薬や治療が受けられない」が49.1%で最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が41.4%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が36.9%となっています。

障害種別でみると、身体障害者、精神障害者、難病患者では、「投薬や治療が受けられない」、知的障害者では、「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が最も高くなっています。また、知的障害者では、「救助を求めることができない」、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」、「避難場所で、障害の理解が得られるか不安」の割合が、他の障害種別と比べて高くなっています。

○~17歳でみると、「避難場所で、障害の理解が得られるか不安」が51.4%で最も高く、次いで「周囲とコミュニケーションがとれない」が45.7%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」がともに40.0%となっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0~17歳 n=35
投薬や治療が受けられない	49.1%	57.6%	43.7%	54.2%	62.9%	14.3%
補装具の使用が困難になる	7.2%	16.3%	8.5%	0.0%	1.4%	0.0%
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	9.9%	19.6%	11.3%	8.3%	7.1%	2.9%
救助を求めることができない	27.0%	29.3%	59.2%	25.0%	8.6%	34.3%
安全なところまで、迅速に避難する ことができない	36.9%	52.2%	53.5%	33.3%	27.1%	40.0%
被害状況、避難場所などの情報が入 手できない	16.7%	16.3%	31.0%	8.3%	7.1%	22.9%
周囲とコミュニケーションがとれな い	32.9%	28.3%	67.6%	41.7%	10.0%	45.7%
避難場所の設備(トイレ等)や生活 環境が不安	41.4%	47.8%	52.1%	33.3%	35.7%	40.0%
避難場所で、障害の理解が得られる か不安	34.7%	31.5%	59.2%	33.3%	20.0%	51.4%
その他	2.7%	3.3%	4.2%	4.2%	1.4%	5.7%
特にない	6.8%	4.3%	1.4%	4.2%	5.7%	8.6%
無回答	5.9%	7.6%	2.8%	4.2%	7.1%	0.0%

切障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思うこと

障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思うことについては、「働く場の確保」が39.2%で最も高く、次いで「市民の障害児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」が37.8%、「介護の必要な重度の障害児者のための入所施設の整備(施設入所支援により日中は生活介護や訓練を受け、夜間は介護を受けながら暮らす場等)」が36.9%、「リハビリ(機能回復訓練)・生活訓練・職業訓練などの通所施設(生活介護、就労継続支援等)の整備」が35.1%、「福祉窓口の一本化や、相談支援体制の充実」が31.1%となっています。

障害種別でみると、身体障害者、知的障害者、精神障害者では、「介護の必要な 重度の障害児者のための入所施設の整備(施設入所支援により日中は生活介護や 訓練を受け、夜間は介護を受けながら暮らす場等)」、難病患者では、「働く場の 確保」の割合が最も高くなっています。また、知的障害者では、「災害時におけ る障害児者の避難誘導体制の確立と安心安全の確保」、難病患者では、「福祉窓口 の一本化や、相談支援体制の充実」の割合が、他の障害種別と比べて高くなって います。

〇~17歳でみると、「市民の障害児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」が65.7%で最も高く、次いで「教育の充実」、「働く場の確保」がともに54.3%、「リハビリ(機能回復訓練)・生活訓練・職業訓練などの通所施設(生活介護、就労継続支援等)の整備」が48.6%となっています。

	全体 n=222	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=24	難病患者 n=70	0~17歳 n=35
市民の障害児者への理解を図るため の、福祉教育や広報活動の充実	37.8%	32.6%	38.0%	33.3%	37.1%	65.7%
身近な地域で社会福祉活動を推進するための拠点となる施設の整備	23.4%	21.7%	26.8%	29.2%	27.1%	34.3%
居宅介護(ホームヘルプ)等訪問系 サービス実施促進	19.8%	17.4%	14.1%	12.5%	30.0%	8.6%
介護の必要な重度の障害児者のため の入所施設の整備	36.9%	35.9%	42.3%	50.0%	40.0%	28.6%
リハビリ・生活訓練・職業訓練など の通所施設	35.1%	30.4%	29.6%	41.7%	41.4%	48.6%
教育の充実	25.7%	13.0%	25.4%	8.3%	30.0%	54.3%
働く場の確保	39.2%	31.5%	31.0%	33.3%	51.4%	54.3%
障害児者も参加しやすいスポーツ・ 余暇活動の援助や施設の整備	19.4%	10.9%	19.7%	16.7%	17.1%	40.0%
障害児者と市民がふれあう機会や場 の充実	16.2%	9.8%	21.1%	25.0%	18.6%	22.9%
障害児者に配慮した道路・建物・駅 などの整備	28.8%	27.2%	28.2%	20.8%	32.9%	25.7%
障害児者に配慮した住宅の整備	20.7%	18.5%	18.3%	25.0%	24.3%	20.0%
災害時における障害児者の避難誘導 体制の確立と安心安全の確保	27.9%	26.1%	39.4%	16.7%	27.1%	31.4%
社会福祉の専門的な人材の確保・養成	28.8%	20.7%	35.2%	25.0%	31.4%	34.3%
福祉窓口の一本化や、相談支援体制の充実	31.1%	29.3%	29.6%	25.0%	35.7%	34.3%
ボランティア活動の促進と地域福祉 活動の充実	13.5%	12.0%	15.5%	8.3%	14.3%	11.4%
障害児者に配慮した旅館・ホテル等 の観光施設の改善、整備	19.4%	20.7%	19.7%	20.8%	25.7%	17.1%
生活訓練を支援するための福祉作業 所の整備	22.1%	10.9%	26.8%	20.8%	24.3%	45.7%
公共交通の運賃の割引	28.8%	30.4%	15.5%	33.3%	38.6%	22.9%
障害者スポーツの普及、指導員の養 成	10.8%	6.5%	5.6%	16.7%	15.7%	8.6%
その他	5.9%	4.3%	4.2%	0.0%	8.6%	8.6%
無回答	10.4%	10.9%	4.2%	8.3%	15.7%	5.7%

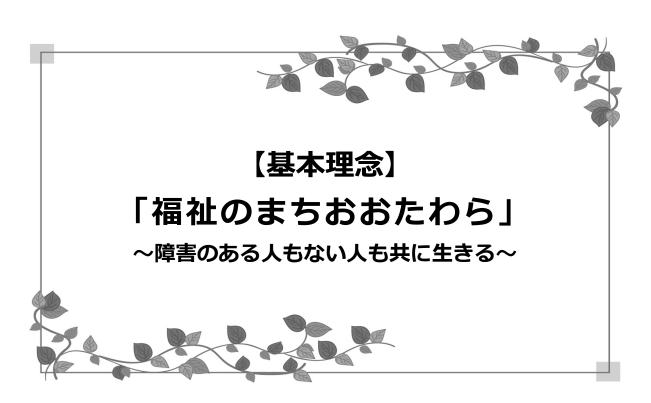
第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、 障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推 進することが目的である旨を規定しています。

本市では、大田原市総合計画「国造りプラン」の基本政策「障害者にやさしいまちづくりの推進」を掲げ、障害者に対する正しい理解と認識を深め、安心して暮らせる地域づくりに努めるとともに、障害に配慮した情報の提供と相談体制の仕組みを整え、利用者本位のサービスの提供と就労支援の強化を図っているところです。

本計画は、共生社会の実現への思いを込めて、第5期計画を継承し、「福祉のまちおおたわら~障害のある人もない人も共に生きる~」を基本理念に掲げ、各種施策や取組を進めていきます。



※本計画中「障害者」は、障害者総合支援法第4条第1項に規定する者、 「障害児」は、児童福祉法第4条第2項に規定する者をいう。

2 計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の6つの基本目標に基づき、施策を展開します。

基本目標1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

地域共生社会の実現に向け、障害のある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁を取り除くための取組を推進するとともに、市民の理解と協力が得られるよう啓発活動及び権利擁護支援の推進を図ります。

基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

障害のある人が地域で自分らしい生活を継続できるように、相談支援体制の充実をはじめ、地域の社会資源を最大限に活用したサービスの提供体制の整備を進めます。

基本目標3 保健・医療の充実

障害のある人が住み慣れた地域において、日々安心して健康的で自立した生活が 送れるよう、障害の早期発見・早期治療、さらには障害の重度化の抑制等を図るため、関係機関と連携し、保健・医療サービス等の提供体制の充実を図ります。

基本目標4 障害のある児童への支援の充実

障害などにより支援が必要な子どもの健やかな成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育、就労等の関係機関の連携を強化し、保護者への支援を含め、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行っていけるよう障害児の支援体制の充実を図ります。

基本目標 5 社会参加の促進

障害のある人一人ひとりが適性と能力を活かして仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労の促進を図ります。

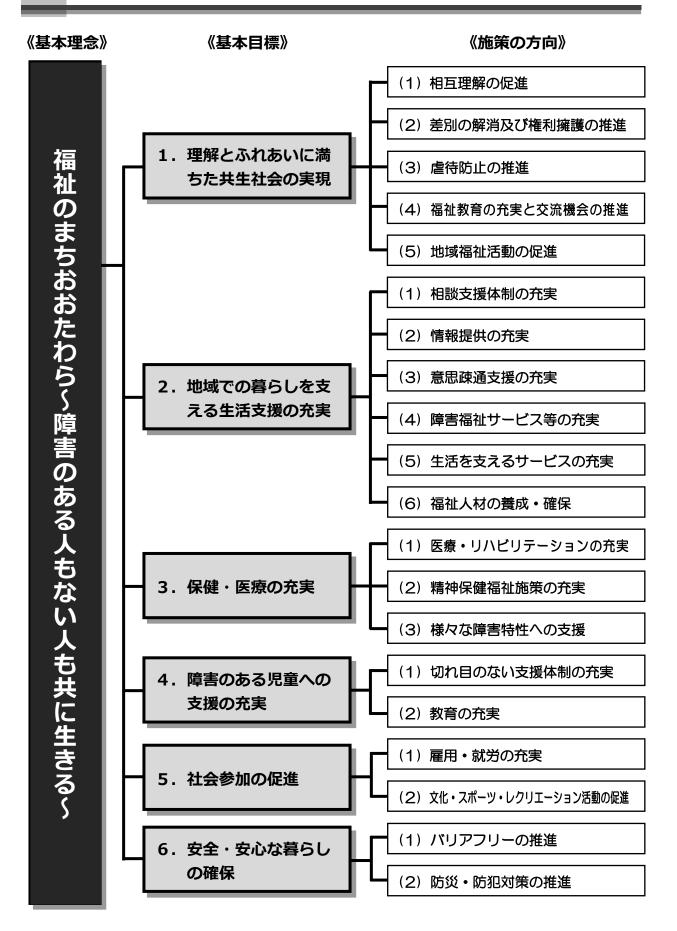
また、スポーツや芸術文化活動等に触れる社会参加の場の確保、さらには社会参加をするために必要な移動支援や情報提供等の充実に努めます。

基本目標6 安全・安心な暮らしの確保

障害のある人が地域で安全かつ快適に暮らすため、建築物や公共交通機関、道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入等を推進します。

また、災害時の避難行動要支援者の把握を進め、必要な方が適切な支援を受けられるよう、日頃から地域の見守りや防災等の対策を推進します。

3 施策の体系



障害福祉サービス等の体系 4

障害のある人、障害のある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法に よるサービス体系は、以下のようになっています。

障害のある人

障害のある児童

自立支援給付

訪問系サービス

- ・居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- 生活介護
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労選択支援 就労移行支援
- 就労継続支援(A型 B型)
- 就労定着支援 療養介護
- 短期入所(ショートステイ)

居住系サービス

- 自立生活援助
- 共同生活援助(グループホーム)
- 施設入所支援

相談支援サービス

- 計画相談支援 地域移行支援
- 地域定着支援

自立支援医療

補装具費の支給

地域生活支援事業

- 理解促進研修 啓発事業
- 意思疎通支援事業
- 移動支援事業
- 自発的活動支援事業
- 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業
 - 日常生活用具給付等事業 · 要約筆記者養成研修事業
 - ・地域活動支援センター

その他の事業

相談支援事業

児童福祉法による 障害のある児童 へのサービス

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

障害児相談支援

• 障害児支援利用計画作成

第 **4** 章 障害者計画

基本目標1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

(1) 相互理解の促進

現状と課題/施策の方向

障害のある人とない人が、障害の有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重 し合いながら共生する社会を実現するためには、市民一人ひとりが、障害のある 人にとって日常生活や社会生活を営む上で制約となる社会的障壁を十分に理解す ることが必要です。

アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと 思うこととして、「市民の障害児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の 充実」が、すべての障害種別で3割を超える結果となっています。

障害のある人とない人を隔てる心のバリアをなくし、互いに理解し合いながら 地域でともに暮らしていけるよう、障害についての正しい理解を深めるための普 及・啓発活動に取り組みます。

施策名	施策の内容	担当課
「障害者週間」の周知・	共生社会の理念と普及を図るため、12月3日か	福祉課
啓発	ら9日までの「障害者週間」の周知・啓発を図り	
	ます。	
各種媒体を活用した障	障害及び障害者に対する正しい理解のための記	福祉課
害児者への理解の啓発	事掲載等を、市広報紙、市ホームページ、よいち	社会福祉協議会
	メール、市社協だよりなどにより実施します。	
障害児者が利活用する	障害者が利活用する視覚障害者誘導用ブロッ	福祉課
設備等への配慮の周知	ク、補助犬、補装具等に対する理解を促進すると	道路課
	ともに、円滑な利活用のために必要な配慮等に	
	ついての周知を図ります。	
	また、障害者用駐車スペースが、適正に利用され	
	るよう、「身体障害者駐車マーク」や「おもいや	
	り駐車スペース」の周知・普及等を図ります。	
ヘルプマーク・ヘルプカ	障害児者に対する理解を促進するためのヘルプ	福祉課
ードの普及啓発	マーク・ヘルプカードの普及啓発に努めます。	社会福祉協議会

第4章 障害者計画

施策名	施策の内容	担当課
正しい障害児者理解と	障害及び障害児者を正しく理解し、障害児者の	福祉課
人権尊重の促進	人権尊重を促進します。	政策推進課
	また、合理的配慮についての理解を深めるため、	
	市職員及び市民への普及啓発に努めます。	

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題/施策の方向

障害者の権利を守り、地域で安心して暮らしていくためには、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」に基づき、障害児者に対する差別の解消につながるよう、必要な施策を推進していくことが重要です。

また、権利擁護の推進では、自分自身で選択や責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制の整備が求められています。

アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある人の割合が約5割と、依然として差別事象が発生している状況がうかがえます。また、成年後見制度を認知している割合は約3割であるとともに、利用を考えている割合は約1割となっています。

差別の解消を実効性のあるものとし、すべての人が安心して暮らすことのできる社会の実現を図るため、令和5年3月に策定した「大田原市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度を広く周知し、その利用促進に係る取組を強化します。

施策名	施策の内容	担当課
障害者差別解消法の周	障害を理由とする差別の解消を推進するための	福祉課
知•啓発	周知・啓発を図ります。	
	また、市が行う事務・事業に対し、「大田原市に	
	おける障害を理由とする差別の解消の推進に関	
	する対応要領」に基づき、不当な差別的取り扱い	
	を禁止するとともに、負担が過重とならない範	
	囲で合理的配慮を実施します。	
	さらに、令和6年4月1日から合理的配慮の提	
	供が事業者の義務となることを広く周知・啓発	
	します。	
成年後見制度の周知	障害者一人ひとりの権利が守られ、自立して生	福祉課
	活できるよう、パンフレットや市広報紙、SN	高齢者幸福課
	S、市ホームページなどによる情報提供により、	
	成年後見制度の利用方法等についての周知を図	
	ります。	

施策名	施策の内容	担当課
成年後見制度の利用の	令和5年3月に策定した「大田原市成年後見制	福祉課
促進	度利用促進基本計画」に基づき、地域連携ネット	高齢者幸福課
	ワークの構築や中核機関の設置等により、成年	
	後見制度の相談・利用の促進に努めます。	
	また、後見・保佐・補助制度を必要とする状態に	
	あっても、身近な親族がいなかったり、申立てに	
	かかる費用負担が困難な障害者に対しては、自	
	らが希望する自立した日常生活を営むことがで	
	きるよう、大田原市成年後見制度利用支援事業	
	の利用を勧めます。	
障害者が自ら判断でき	家庭や学校、地域等において、子どもの頃から、	福祉課
る環境づくりの促進	生活のいろいろな場面で障害者本人の意思表示	学校教育課
	を促すとともに、誰とでも一緒の環境の中で地	
	域生活が送れるような環境づくりを促進しま	
	す。	
日常生活自立支援事業	とちぎ権利擁護センター「あすてらす」のパンフ	福祉課
の普及・啓発促進	レット、市広報紙、SNS、あすてらすおおたわ	社会福祉協議会
	ら(市社会福祉協議会で実施)のパンフレット、	
	市社協だより、障害者相談支援センター等によ	
	り権利擁護事業である日常生活自立支援事業の	
	普及・啓発に努めます。	
	また、障害者団体、NPO法人(特定非営利活動	
	法人)、福祉施設等を通じ事業を周知、利用を促	
	進します。	
関係機関等との連携強	とちぎ権利擁護センター「あすてらす」と「心配	福祉課
化	ごと相談所」、「無料法律相談」などの相談を活用	社会福祉協議会
	し、必要に応じて金融機関、地域住民など障害者	
	を身近で支える人々との連携を強化します。	

(3) 虐待防止の推進

現状と課題/施策の方向

障害のある人に対する虐待が問題となっており、関係機関や地域住民のネットワーク体制の整備と早期に発見する体制を整えることが求められています。

障害のある人の権利を守るため、「障害者の虐待の防止、障害者の養育者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)」に基づき、障害のある人に対する虐待防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図り、障害のある人への虐待を防止するための体制を強化します。

施策名	施策の内容	担当課
虐待を未然に防ぐため	障害者一人ひとりの権利が守られ、自立して生	福祉課
の積極的なアプローチ	活できるよう、パンフレットや市広報紙、SN	
	S、市ホームページなどによる情報提供により、	
	市民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止	
	法について周知し、正しい理解と虐待の未然防	
	止に努めます。	
虐待の早期発見・早期対	障害者に対する虐待の通報相談に対し、迅速か	福祉課
応	つ適切に対応するとともに、障害者等の虐待通	
	報義務について徹底します。	
障害者の安全確保を最	緊急保護を必要とする場合は、措置入所を検討、	福祉課
優先する	実施します。	
関係機関の連携・協力に	複数の関係機関が連携を取りながら、障害者や	福祉課
よる対応と体制	養護者の生活を支援できる体制を構築し、チー	健康政策課
	ムとして対応します。	保育課
		子ども幸福課
		高齢者幸福課

(4)福祉教育の充実と交流機会の推進

現状と課題/施策の方向

障害のある人とない人がお互いを理解し合い、それぞれが支え合う社会を実現するためには、障害のある人に対する理解と認識を深めるための教育が重要です。 アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思うこととして、「障害児者と市民がふれあう機会や場の充実」が、知的障害者、精神障害者では2割を超える結果となっています。

学校、保育所・幼稚園・認定こども園、社会福祉協議会、福祉施設、その他関係機関が連携し、また地域活動を通じて障害のある人との交流を促進し、地域全体での福祉教育を推進します。

また、交流・ふれあい活動や地域での支え合い活動を通じて、障害及び障害の ある人に関する市民の理解を深め、こころのバリアフリーを促進します。

施策名	施策の内容	担当課
福祉体験・福祉教育の推	障害及び障害者への正しい理解を促進するた	福祉課
進	め、学校や地域での活動において、福祉体験活動	学校教育課
	や障害者当事者との交流、小・中学校と特別支援	社会福祉協議会
	学校との交流など、福祉施設、教育機関及び地域	
	の日常的交流活動等を展開します。	
教職員の研修	福祉教育に関する研修の機会を充実し、教職員	福祉課
	の専門性の向上を図ります。	学校教育課
		社会福祉協議会
障害者の活動拠点機能	地域における障害者同士の交流や情報交換等を	福祉課
の促進	行うことができる、障害者の活動拠点としての	
	機能を促進します。	
	また、身近な地域での居場所づくりと相談支援	
	に努めます。	
施設行事への地域住民	障害者施設で催される行事等への地域住民の参	福祉課
の参加の促進	加を促進します。	
	また、福祉ふれあいまつりにおける施設の紹介、	
	物販を促進します。	

施策名	施策の内容	担当課
施設機能の開放	障害者施設における陶芸、カラオケ、スポーツ大	福祉課
	会等の活動拠点施設等を地域の住民に開放する	
	ほか、巡回相談等の会場にするなど地域の活動	
	拠点としての施設機能の開放を促進します。	
親の会、家族会、育成会	障害児者や精神障害者の家族間の交流を活発化	福祉課
などの充実	するため、親の会、家族会、育成会等の活動を支	
	援するとともに、障害児者や家族同士の交流を	
	促進します。	
障害者の地域活動への	障害者が地域の一員として生活していくために、	福祉課
参加	地域の行事等への参加を促進します。	社会福祉協議会
	また、お互いの理解が進むよう、地域住民との交	政策推進課
	流を促進します。	
障害者団体と地域との	相互理解を推進するため、障害者団体の活動の	福祉課
交流促進	一環として、高齢者や女性、青少年等の団体との	
	交流活動を促進します。	

(5) 地域福祉活動の促進

現状と課題/施策の方向

ボランティア活動は、障害のある人が地域で生活をしていく上で重要な役割を 担っています。日常生活の中で生じる障害のある人の様々なニーズに対して、自 助・共助・公助を柔軟に組み合わせながら、地域全体が連携して取り組むことが 重要です。

ボランティア活動やNPOの育成に努め、社会福祉への理解と参加を広げていくため、地域住民が様々なボランティア活動等に参加できる場や仕組みを地域の中に構築していきます。

施策名	施策の内容	担当課
地域住民によるボラン	障害者施設において、作業活動の援助、散歩の同	福祉課
ティア参加の促進	行、話し相手など地域住民によるボランティア	社会福祉協議会
	の参加を促進します。	
障害者のボランティア	障害児者自らの能力を生かし、支援を受ける立	福祉課
参加	場ではなく、支援をする立場に立ち、お互いを理	社会福祉協議会
	解し尊重できるよう、可能な範囲でボランテイ	
	ア活動への参加を促進します。	
地域福祉計画の実施	地域における福祉サービスの利用推進と社会福	福祉課
	祉のための事業育成のため、住民参加による市	社会福祉協議会
	地域福祉計画及び市社会福祉協議会で策定する	
	地域福祉活動計画に基づき、地域福祉活動を実	
	施します。	
推進体制の促進	地域福祉を推進するために、市社会福祉協議会、	福祉課
	地区社会福祉協議会、自治会、障害者団体、民生	社会福祉協議会
	委員・児童委員、ボランティア団体等による地域	
	福祉活動推進体制の連携を促進します。	
住民活動の促進	障害者と共に生きる社会の実現に向けて、ボラ	福祉課
	ンティア団体やNPO法人、企業等をはじめと	社会福祉協議会
	する住民の主体的な参加によるボランティア活	
	動及びネットワーク作りを促進します。	

施策名	施策の内容	担当課
障害者団体の活動の促	大田原市身体障害者福祉会、大田原市障がい児	福祉課
進	者等保護者会、大田原障がいを持つ子と親の会	
	等の障害者関係団体の活動を支援し、地域での	
	活動と関係機関・団体との連携を促進します。	
地域資源の有効活用の	地域に根ざした福祉活動を展開するため、地域	生涯学習課
促進	における社会資源としての各種施設の有効利用	
	を促進するとともに、地域住民やボランティア	
	などの積極的参加のもと、住民の有する様々な	
	技術や経験等の活用や発表などを促進します。	

基本目標 2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

現状と課題/施策の方向

障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき地域社会で生活を送るためには、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、適切に相談支援が受けられるよう、障害種別や様々なニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施が必要です。

また、障害のある人やその家族によるピアサポート事業の促進など、多様な相談支援体制の充実が求められています。

アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと 思うこととして、「福祉窓口の一本化や、相談支援体制の充実」が、難病患者では 3割を超える結果となっています。

障害のある人やその家族が地域で安心して生活ができるように、令和5年度に設置した市の中核的な相談機関である基幹相談支援センターを拠点として、より身近なところで総合的な相談支援が行える体制の強化と、広域的な連携を図るとともに地域自立支援協議会において、地域の実態や課題等の情報を共有しながら、地域の課題解決に向けて取り組みます。

施策名	施策の内容	担当課
総合的な相談支援体制	障害者の自己決定や様々な支援に向けて、身近	福祉課
の強化	なところで相談を受け、適切なアドバイスがで	
	きるよう、市、大田原市障害者相談支援センター	
	(身体障害•知的障害•精神障害)、地域生活支	
	援センターゆずり葉(主に精神障害)等による相	
	談支援体制の充実を図ります。	
	また、令和5年度より設置した基幹相談支援セ	
	ンターを中心とした相談支援機能の強化を図る	
	とともに、地域生活支援拠点事業の円滑な運営	
	及び更なる充実に努めます。	

施策名	施策の内容	担当課
広域における相談支援	市、市社会福祉協議会、市が委託する障害者相談	福祉課
体制の整備	支援センター等だけでは対応が困難な課題等に	
	対応するため、県北健康福祉センターや県北児	
	童相談所、那須特別支援学校、ハローワーク、近	
	隣市町などの関係機関と連携を図り、広域的な	
	相談支援体制の充実を図ります。	
相談支援専門員の資質	適時適切な相談支援を行うため、人材育成部会	福祉課
向上	等において多職種を交えた事例検討会や情報交	
	換等の機会を通じて、相談支援専門員の資質の	
	向上を図ります。	
	また、県などが主催する研修ワーキンググルー	
	プや主任相談支援専門員を活用した人材の育成	
	や、初任者研修へ積極的に参加を促すなど、各相	
	談支援専門員の資質向上に努めます。	
障害者相談員との連携、	障害者やその家族などからの身近な相談に応じ	福祉課
支援	られるよう、身体障害者相談員、知的障害者相談	
	員の活動を支援します。	
	また、県などが主催する障害者施策、教育、職業	
	等の幅広い分野にかかる研修への参加を促すな	
	ど、各相談員の資質向上に努めます。	
地域自立支援協議会を	障害者やその家族のライフサイクルを通じた障	福祉課
中心とした相談支援体	害福祉サービスの利用支援や困難な事例の対	
制の充実	応、委託相談の評価に基づいた相談支援体制、社	
	会資源の有効活用などを協議します。	
	また、当事者による相互支援(ピアカウンセリン	
	グ) や権利擁護のために必要な援助等を図り、地	
	域の現状・課題などの情報共有・情報発信をし、	
	様々な障害者の地域生活への支援を図るネット	
	ワークづくりを推進します。	
障害者への一貫した支	障害者への支援を継続し、一貫性を持った相談	福祉課
援をするための継続し	支援ができるよう、本人や家族の同意を得た上	
た情報の確保	で、プライバシーに十分配慮しながら情報の確	
	保、使用に努めます。	

施策名	施策の内容	担当課
指定特定相談支援事業	サービス等利用計画について、個別支援計画との	福祉課
の促進	連動も含めて相談支援専門員が総合的な援助方	
	針や解決すべき課題を踏まえ、長期的な視点のも	
	と、最も適切なサービスの組み合わせ等について	
	検討し、作成する体制づくりを促進します。	
共生社会に向けた連携	複雑で困難な課題に対応するためには、子ども、	福祉課
促進	高齢者、障害者などあらゆる相談に対応できる	
	体制が必要であることから、国で示された「我が	
	事」、「丸ごと」地域共生社会の実現に向け、「大	
	田原市地域福祉計画」に基づき重層的な相談支	
	援体制の充実を図ります。	
相談支援体制の整備	学校や相談機関において、カウンセラーなどの	学校教育課
	専門職による相談体制の充実を図るとともに、	福祉課
	悩みや不安に対する精神的ケアを行い、障害児	
	の保護者や中途障害者の障害の受容を支援しま	
	す。	

(2)情報提供の充実

現状と課題/施策の方向

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、 障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通を図る施策を充実させ、 障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、様々な取組 を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進する必要があります。

アンケート調査では、障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先として、「インターネット」と回答している割合は全体で約3割、難病患者では4割を超える結果となっています。

年代や障害種別等により、情報の入手先は異なる傾向もみられることから、様々な媒体を通じて、障害のある人が取得及び利用しやすくなるように、情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、関係機関と連携して、障害のある人の地域生活が向上するように情報内容の充実を図ります。

施策名	施策の内容	担当課
障害者福祉サービスに	障害者が自分に合った福祉サービスを選択でき	福祉課
関する情報提供の充実	るよう、市広報紙や市ホームページ、SNS、パ	情報政策課
	ンフレットの配布、ガイドブックや市広報紙等	
	のデイジー化などにより、障害特性に配慮した	
	方法で障害者施策の情報提供を充実します。	
	障害福祉サービスなどの制度の情報提供を図る	
	ため、基幹相談支援センター、大田原市障害者相	
	談支援センター、福祉施設等でパンフレット等	
	によるきめ細かな情報提供を推進します。	
障害特性に応じた方法	視覚障害者、聴覚障害者に対し情報の提供を円	福祉課
での情報の提供	滑に行うため、とちぎ視聴覚者情報センターの	
	利用を促進します。	
	また、県や市が提供する情報の点訳や音声化(デ	
	イジー化)、図やイラストによる表現の工夫な	
	ど、障害特性に応じた理解しやすい表現方法に	
	よる情報の提供に努めます。	
	障害者が必要な情報を円滑かつ正確に得られる	
	よう、様々な媒体を活用するとともに、障害特性	
	や場面に配慮した情報提供を行います。	

(3) 意思疎通支援の充実

現状と課題/施策の方向

障害のある人が円滑に情報を取得及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、コミュニケーション支援の充実を推進することが求められています。

アンケート調査では、コミュニケーションをとる上での困りごととして、「伝えたいことを理解してもらうのに時間がかかる」、「うまく質問できない、伝えられない」が上位に挙げられています。

意思疎通の支援は生活のあらゆる場面において欠かせないものであり、意思疎通を支援する手段は多種多様にわたることを踏まえ、障害のある人とない人とのコミュニケーションが広がるよう検討していくとともに、障害の特性に合わせた多様な意思疎通支援を推進していきます。

施策名	施策の内容	担当課
情報通信技術の普及	視覚、聴覚等に障害のある人が、意思疎通を容易	福祉課
	にし、情報を収集でき、自らも情報を発信しやす	
	くする情報通信技術の普及に努めます。	
手話通訳者、要約筆記者	障害特性に応じた意思疎通支援のため、要約筆	福祉課
等の養成・派遣	記者の養成事業を行うとともに、手話通訳者や	
	要約筆記者を派遣する意思疎通支援事業の利用	
	を促進します。	
	また、手話通訳や要約筆記など手話通訳支援者	
	の不足が見込まれることから効率的な派遣事業	
	の実施や効果的な養成方法と、盲ろう者に対す	
	る意思疎通の支援についても検討します。	

(4)障害福祉サービス等の充実

現状と課題/施策の方向

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、自立と社会参加を図っていくことが求められています。また、障害の多様化、重度化、高齢化など、求められる支援の質や内容も複雑化しており、一人ひとりのニーズに的確に対応するためには、サービスの質の向上が求められています。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域生活を支援する各種サービスの提供基盤の整備及びサービスの質の向上を図ります。

施策名	施策の内容	担当課
障害福祉サービス等の	障害者総合支援法に基づいて実施される障害福	福祉課
充実	祉サービス等を、適切かつ効率的に提供できる	
	よう、各サービスの充実を図ります。	
地域生活支援事業の充	地域で生活する障害者のニーズを踏まえ、地域	福祉課
実	の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事	
	業の充実を図り、障害者の自立した日常生活及	
	び社会生活を支援します。	
障害福祉サービス事業	障害者により良いサービスを提供するため、サー	福祉課
者等の自己評価の促進	ビス提供事業者の自己評価の実施を促進し、評価	
	結果に基づきサービスへの反映を図ります。	
障害福祉サービスの利	障害福祉サービス利用者と障害福祉サービス提	福祉課
用者と事業者によるサ	供事業者によるサービス満足度評価や話し合い	
ービスの検証の促進	の場を設けるなど、サービス検証を促進しサー	
	ビスの質の向上を図ります。	
障害福祉サービスの第	障害福祉サービス提供事業者が質の高いサービ	福祉課
三者評価の推進と評価	スを提供するため、第三者評価の受審を促進す	
情報の公表の促進	るとともに、評価結果の公表を促進します。	
苦情対応機能の充実	障害福祉サービスを利用している障害者及びそ	福祉課
	の家族に対して、苦情解決制度の普及啓発を推	
	進します。	

第4章 障害者計画

施策名	施策の内容	担当課
相互利用の推進	障害者が身近な地域にある施設を利用し、サー	福祉課
	ビスの提供を受けることができるように、身体	
	障害、知的障害、精神障害の障害種別を超えた施	
	設の相互利用を促進します。	

(5)生活を支えるサービスの充実

現状と課題/施策の方向

障害のある人が安定した生活を送るためには、経済的支援の充実が求められて おり、各種制度の周知と利用促進を図ることが必要です。

また、アンケート調査結果では、日常生活を送る様々な場面において、外出支援へのニーズが高い傾向がみられることから、日常生活の利便と行動範囲の拡大を図るため、移動支援等を行う必要があります。

さらには、在宅で障害のある人を介助する家族の急用や急病など、緊急時における短期入所(ショートステイ)など、レスパイトケアに取り組む必要があります。また、近年顕在化してきたヤングケアラーに対する支援が求められています。

障害のある人の生活を支えるため、サービスを必要とする人に提供されるよう 周知を図ります。

施策名	施策の内容	担当課
手帳制度の普及と推進	障害に対する様々なサービスの提供を受けられ	福祉課
	るよう、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者	
	保健福祉手帳の制度の普及と障害福祉サービス	
	等の情報提供に努めます。	
年金・手当等制度の普及	障害者及び障害者のいる家計の安定を図るた	国保年金課
と推進	め、庁内関係課と連携し、各種年金制度や各種手	福祉課
	当制度の周知を図り、経済的な支援をします。	
行動範囲の拡大	障害者の日常生活や社会参加を支援するため、	福祉課
	鉄道、バス、航空機、タクシー等の運賃割引をは	生活環境課
	じめとする優遇制度の周知を図ります。	高齢者幸福課
	また、福祉タクシー事業、人工透析通院燃料費助	
	成金支給事業及び高齢者の外出支援事業等の独	
	自事業と、生活路線バスやデマンド交通などの	
	公共交通施策について、障害者が利用しやすい	
	制度となるよう検討していきます。	
移動支援の充実	病院等の通院を支援する通院介助、同行援護、行	福祉課
	動援護、社会生活上必要不可欠な外出を支援す	
	る移動支援事業などの移動支援の周知を図りま	
	す。	

施策名	施策の内容	担当課
身体障害者補助犬の同	身体障害者の社会参加等を促進するため、盲導	福祉課
伴による施設利用の促	犬、介助犬、聴導犬による身体障害者補助犬制度	
進	の周知と理解を図るとともに、身体障害者補助	
	犬を同伴しての施設利用について、事業所等へ	
	の周知に努めます。	
各種割引等のサービス	有料道路通行料金、公共交通機関等運賃の割引	福祉課
の推進	や税金、NHK受信料、郵便料の減免などの制度	
	の周知に努めます。	
家族支援の推進	家族が休息をするため、障害児者を預ける短期	福祉課
	入所サービスや日中一時支援事業等を実施し、	
	レスパイトケアを図ります。	
	また、介護する家族等の急病、怪我等により短期	
	入所を受け入れる地域生活支援拠点事業の周知	
	を図ります。ヤングケアラーの相談できる場に	
	ついて検討していきます。	
FAXやスマートフォ	聴覚障害者の緊急通報手段として、警察や消防	福祉課
ン利用による緊急通報	等に対する通報システムを、必要とする人が利	情報政策課
システムの促進	用できるよう市広報紙等での周知を図ります。	危機管理課
	また、よいちメールにより、メール登録者には、	
	防犯・防災情報を配信します。	

(6)福祉人材の養成・確保

現状と課題/施策の方向

人口減少や少子高齢化など社会環境が大きく変化する中で、利用ニーズに応じた障害福祉サービスの提供が求められています。一方で、障害福祉サービスを提供する職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また、職員の勤続年数が短いなどの状況となっています。

国では、障害者総合支援法に規定される障害福祉サービスについて、「福祉・介護職員処遇改善加算」など、介護・障害福祉従事者の処遇改善を進めてきました。

アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと 思うこととして、「社会福祉の専門的な人材の確保・養成」が、知的障害者、難病 患者では3割を超える結果となっています。

必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、教育機関や民間事業者、関係機関等と連携し、障害福祉分野に関わる人材の確保を支援するとともに、他職種等との連携を強化し、必要な人材の育成を図ります。

施策名	施策の内容	担当課
福祉人材の養成・確保	福祉に関わる民間事業者、関係機関等と連携を	福祉課
	図り、福祉業務に携わる人材定着を促進します。	
福祉関係職員の資質向	サービス提供事業者等の福祉関係職員が、最新	福祉課
上のための研修への参	の知識を習得し資質向上を図り、障害種別を超	
加促進	えた対応ができるよう、障害についての幅広い	
	理解と知識を得るための研修への参加を促進し	
	ます。	
他職種等との連携強化	障害種別を超えた対応や生活上の多様なニーズ	福祉課
	への対応のため、社会福祉士、介護福祉士、精神	
	保健福祉士、リハビリテーション医療従事者等	
	の専門的な職種間、または教職員や関係機関職	
	員等との多様な連携強化を図るとともに、ケア	
	会議などの多職種によるチームアプローチを促	
	進します。	
	また、様々な障害の諸問題の解決・対応等につい	
	て地域自立支援協議会で検討・協議を図ります。	

基本目標3 保健・医療の充実

(1) 医療・リハビリテーションの充実

現状と課題/施策の方向

健康を維持・増進し、地域で安心して生活するためには、生涯にわたる健康づくり施策が重要であり、疾病や二次障害の予防への対応等、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた、きめ細かな保健・医療サービスの充実に努める必要があります。

市では生活習慣病予防や健康管理を目的として、各種健診事業を実施するとと もに、身近な地域で生活習慣病等について、気軽に相談し栄養指導や運動指導が 受けられるよう、健康教育や健康相談を実施しています。

また、障害のある人の多様な医療ニーズに応えられるよう、行政機関と医療機関・福祉施設が連携を図り、保健・医療・福祉・リハビリテーション等の相談体制、医療費の負担軽減に努めてきました。

今後も継続して、医師・保健師・社会福祉士等による相談体制を障害の特性等に配慮し充実させるとともに、関係機関との連携のもとに、より体系的な保健医療体制を整備し、食生活や運動の指導、精神保健に対する啓発等により、より多くの人が自らの健康を維持・増進できるよう努めます。

施策名	施策の内容	担当課
障害者の保健事業の充	栃木県障害者総合相談所が行う診査や巡回相	健康政策課
実	談、在宅重度身体障害者訪問診査、とちぎ歯の健	
	康センターや地域の障害者歯科相談医で行う歯	
	科医療や相談等の啓発を図るとともに、市民健	
	康診査を受診勧奨し、糖尿病等の生活習慣病の	
	発症予防と重症化予防のために健康相談、健康	
	教育を行います。	

施策名	施策の内容	担当課
自立支援医療給付等の	障害の除去や軽減のための自立支援医療(更生	福祉課
促進	医療・育成医療)の給付や自己負担への助成、医	
	療費負担の軽減を図る重度心身障害者医療費助	
	成を引き続き行うとともに、専門医療機関や保	
	健福祉サービスの情報提供等を行います。	
	また、病院や診療所の協力のもと、連携を充実さ	
	せ、かかりつけ医療機関から専門的医療機関へ	
	のスムーズな連携体制の推進を図ります。	
	※自立支援医療 (精神通院医療) は、栃木県で実	
	施していますが、申請受付・受給者証の交付等	
	は、市で実施しています。	
医療リハビリテーショ	急性期・回復期のリハビリテーションを行う中	福祉課
ン施設の啓発	核機関としての栃木県障害者総合相談所の利用	
	の啓発を図ります。	
地域リハビリテーショ	障害者の質の高い生活を確保するため、栃木県	福祉課
ン支援体制の整備	障害者総合相談所をはじめ、医療、保健、教育、	
	職業、福祉等の様々な分野との総合的な連携を	
	促進し、情報収集に努めます。	
	また、市の相談体制の充実や、障害者相談支援事	
	業の実施により、継続的かつ一貫した相談支援	
	の推進を図ります。	

(2)精神保健福祉施策の充実

現状と課題/施策の方向

これまで、精神障害者が退院後に安心して生活が送れるよう、精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制整備に努めてきました。また、市民に対して精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、心に悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、「心の健康相談室」や「精神保健相談」の充実を図ってきました。

今後も継続して、精神障害者とその家族が安心して社会生活を送れるよう、関係機関等との連携強化を図り、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するとともに、精神疾患に対する市民への理解促進に努めます。

ストレス社会の現代において、年代にかかわらず、自らの心を健やかに保つことは重要な課題です。心の健康づくりと精神疾患の予防について、心の問題に関する相談対応のほか、健康教育の充実を図ります。

施策名	施策の内容	担当課
精神科医療体制の充実	県北健康福祉センター等と連携し、精神障害者	健康政策課
	に対する早期支援の充実と、精神障害者の緊急	福祉課
	時における、精神科救急情報センターや精神科	
	救急医療施設をはじめとした精神科救急医療の	
	利用を促進し、適切な医療受診を図ります。	
	また、地域の精神保健についての検討の場とし	
	て精神保健検討会議において、精神障害者に対	
	する支援内容の共有・検討を実施し、支援の充実	
	を図ります。地域の精神保健についての検討の	
	場を設置していきます。	
精神科リハビリテーシ	精神障害者の社会復帰が円滑に行われるよう、	健康政策課
ョンの充実	医療機関や県北健康福祉センター等との連携を	
	図りながら、精神科デイケア施設等の利用を促	
	進します。	
相談体制の充実	市、大田原市障害者相談支援センター、地域生活	福祉課
	支援センターゆずり葉(主に精神障害)、県北健	健康政策課
	康福祉センター、精神保健福祉センター等との	
	連携のもと、精神障害者の相談支援を図ります。	

施策名	施策の内容	担当課
自殺対策の推進及び自	大田原市自殺対策計画に基づき、自殺対策に係	健康政策課
殺者等への配慮	る人材を確保・養成するための講座を開催しま	
	ਰ 。	
	また、自殺者及び自殺未遂者並びにその親族等	
	の名誉及び生活の平穏に配慮し、自殺対策に取	
	り組むとともに、県北健康福祉センター等関係	
	機関との連携による包括的な支援に努めます。	
精神科医をサポートで	県等が開催する心理職等を対象とした精神医療	健康政策課
きる心理職等や専門職	に関する研修の参加を促し、精神保健福祉士等	
種の養成	の資質の向上を支援します。	
精神保健福祉に関する	精神障害者の社会復帰と社会経済活動への参加	福祉課
普及啓発の実施	に対する地域の関心と理解を深めるため、県や	
	関係機関との連携を図りながら、精神保健福祉	
	に関する理解の普及啓発を推進します。	

(3)様々な障害特性への支援

現状と課題/施策の方向

学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症等の発達障害について、理解を深める啓発活動に努めるとともに、発達障害の特性に合わせた療育を提供できるように、県北圏域に設置されている児童発達支援センターと連携を図り、ペアレントトレーニングなどを通じて、障害のある児童の保護者に対する支援の充実を図ってきました。児童発達支援センターは、地域における中核的な支援施設となることから、本市における設置についても検討を進めていきます。

また、障害福祉サービス等を利用する難病や高次脳機能障害等のある方の生活を支援するため、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

施策名	施策の内容	担当課
発達障害者の早期発見、	発達障害者への支援は、市、市障害者相談支援セ	子ども幸福課
相談支援の啓発	ンター、県北健康福祉センター、児童相談所、栃	保育課
	木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」、教	学校教育課
	育、医療機関、市内の発達障害者相談支援サポー	福祉課
	ターなどの関係機関の連携のもとに発達障害の	
	早期発見に努めるとともに、発達障害の理解を	
	深めるための情報提供等を図り、必要に応じ発	
	達障害者及びその家族へ「ふぉーゆう」の利用を	
	促進します。	
	また、市の乳幼児健診や保育所等、学校等で支援	
	が必要となった場合には、相談支援をはじめ児	
	童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪	
	問支援などの療育訓練の支援を行います。	

施策名	施策の内容	担当課
発達障害者の情報の共	発達障害児のライフステージに合わせ、保育所	子ども幸福課
有化	等から小・中学校におけるそれぞれの個別の教	保育課
	育支援計画を策定し、それぞれの環境や現場に	学校教育課
	おいてそのネットワークによる個別の教育支援	福祉課
	計画の情報を基に発達障害児の支援を推進しま	
	ਰ _。	
	また、発達障害者の支援は、市、市障害者相談支	
	援センター、県北健康福祉センター、栃木県発達	
	障害者支援センター「ふぉーゆう」、ハローワー	
	ク、医療機関等の連携のもとに就労支援等に結	
	び付けられるようライフステージを通じた支援	
	体制を検討します。	
難病患者への情報提供・	県北健康福祉センターや医療機関との連携によ	福祉課
相談支援•居宅生活支援	り、難病患者への情報提供及び相談支援を充実	健康政策課
の充実	し、難病等の特性に配慮した障害福祉サービス	
	等の提供に努めます。	
	また、特定医療費や小児慢性特定疾病医療費及	
	び、大田原市難病患者等福祉手当の周知を図り	
	ます。	
高次脳機能障害者への	高次脳機能障害者に対応するため、高次機能障	福祉課
支援の充実	害支援拠点病院を始めとする医療機関と連携し	健康政策課
	専門的な相談支援体制の普及に努めます。	
	また、高次脳機能障害等に対する障害福祉サー	
	ビス等の拡充を図るとともに、就労等の支援を	
	するため、ハローワーク、障害者就業・生活支援	
	センターとの連携を図ります。	

基本目標4 障害のある児童への支援の充実

(1) 切れ目のない支援体制の充実

現状と課題/施策の方向

障害児支援にあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障害児一人ひとりに合った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ることが求められています。

また、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援するとともに、適切な時期に適切な療育を行うことにより、障害の程度を軽減し、いわゆる「二次障害」の発生を防ぐことができるよう、障害の早期発見・早期療育体制の整備・充実が求められています。

さらに、障害の有無にかかわらず、共生社会の実現に向けて、すべての児童が 地域社会へ参加できるインクルージョンの推進が求められています。

アンケート調査では、お子さんが受けている支援等で充実させるべきと思うこととして、「会話やコミュニケーションに関する支援」、「友達など人とのかかわり方に関する支援」が上位に挙げられています。

今後も、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のため、関係機関等の連携を強化し支援体制の充実を図るとともに、障害のある乳幼児やその家族のニーズにあった各種サービスの実施体制を強化します。

施策名	施策の内容	担当課
発達に関する相談体制	乳幼児等の発達に関する不安を持つ方への相談	子ども幸福課
の充実	体制を充実するとともに、栃木県発達障害者支	保育課
	援センター「ふぉーゆう」、児童相談所や県北健	学校教育課
	康福祉センター等の関係機関との連携を図り、	
	園生活から就学にかけて一貫した支援の実施に	
	努めます。	
	また、その発達に問題を抱える子どもたちが、地	
	域や保育所等、小学校等においてスムーズな連	
	携が図られるよう大田原市幼保小連絡協議会と	
	の連携を図ります。	

施策名	施策の内容	担当課
乳幼児健診・療育システ	乳幼児を対象に実施する乳幼児健康診査、県北	子ども幸福課
ムの推進	健康福祉センターが実施する二次健康診査、関	
	係機関が実施する療育指導についての連携を図	
	り、早期発見から早期療育が円滑に進められる	
	よう推進します。	
児童心理治療施設への	情緒的、環境的に不適応を示している子どもに	学校教育課
支援	対する専門的な心理的治療を行うための児童心	子ども幸福課
	理治療施設に入所した、児童生徒への必要な支	
	援を行います。	
栃木県発達障害者支援	栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」と	福祉課
センター「ふぉーゆう」	の連携を図るとともに、発達段階に応じた指導、	
との連携の充実	訓練等を受けられるよう、地域の医療機関等と	
	の連携を図ります。	
障害児療育支援環境の	在宅の障害児が、日常生活の基本的な動作訓練	福祉課
充実	や集団生活への適応訓練、家庭における療育技	
	術の指導が受けられるように、児童発達支援事	
	業・放課後等デイサービスの充実を図ります。	
保育所等における障害	保育所等において、他の子どもとの生活を通じて	福祉課
児保育等の促進	ともに成長できるよう、保育所等での障害児保育	保育課
	や障害児教育を促進します。	
	また、保育所等訪問支援事業の利用を促進しま	
	す。	
重症心身障害児(者)通	在宅の重症心身障害児(者)が、身近な地域にあ	福祉課
園事業の充実	る施設で、日常動作、運動機能等の訓練を受ける	子ども幸福課
	ことができ、発達の促進や運動機能の維持、家庭	保育課
	における育児の指導が受けられるよう通園事業	学校教育課
	を促進します。	
医療的ケア児の支援体	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、	福祉課
制の推進	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関	子ども幸福課
	の連携を図るとともに、必要に応じて家庭訪問	保育課
	による相談支援を行います。	学校教育課
療育機関等への支援	心身障害児の相談、診断を推進するとともに、理	福祉課
	学療法士、作業療法士、心理判定員等の専門職を	子ども幸福課
	中心に、地域の療育機関等への指導助言による	保育課
	支援体制を整備します。	学校教育課

施策名	施策の内容	担当課
各機関の連携の推進と	障害児一人ひとりのニーズに応じた適切な支援	学校教育課
教育機関の支援体制の	を受けられるよう、教育、福祉、医療、保健関係	保育課
整備	機関等との連携のもと、学校での個別の教育支	
	援計画の策定、活用の推進を図ります。	
	また、保育所等から小学校や特別支援学校への	
	円滑な進学ができるよう、大田原市幼保小連絡	
	協議会等の開催などにより、相互の連携を図り	
	ます。	
特別支援学校との連携	特別支援学校のことり教室と連携し、障害のあ	学校教育課
の推進	る子どもやその保護者に対する相談支援機能の	
	充実を図ります。	
相談担当者の資質向上	幼稚園、小・中学校等の教員に対し、相談に関す	学校教育課
と小・中学校等に対する	る専門的な研修等により早期教育相談担当者の	保育課
支援の推進	資質向上に努めます。	
	また、障害のある幼児児童生徒への指導・支援、	
	特別支援教育に関する相談・情報提供、関係機関	
	との連携・調整等に対する支援を推進します。	
障害者の職業自立に対	児童生徒一人ひとりの障害の状態や発達段階等	福祉課
する理解啓発の促進	を踏まえ、職業的自立を推進するための能力等	学校教育課
	の育成を支援するとともに、特別支援学校・教育	
	委員会、ハローワーク、企業等の連携・協力のも	
	と、現場実習先の開拓や新たな職域の開拓を支	
	援します。	
	また、障害のある生徒及びその保護者等に対し、	
	障害者の一般雇用や雇用支援体制に関する理解	
	の促進を図るとともに、スクールカウンセラー	
	の派遣による相談支援を行うなど、適切な進路	
	選択ができるよう支援します。	

(2)教育の充実

現状と課題/施策の方向

障害の有無に関わらず児童・生徒がともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムは、障害のある児童に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人一人の「生きる力」を培う教育の充実を図る必要があります。

そのために、障害のある児童生徒が、いきいきと学ぶことができるように、適切な教育支援としての「合理的配慮」を本人・保護者等と十分に話し合って行っていくとともに、障害のある児童生徒に対する理解を深め、豊かな人間性を育むための交流及び共同学習を推進していくことが重要です。

さらに、教職員への研修や適切な教育相談体制の充実等、障害理解の啓発と十分な支援体制の整備を図り、連続性のある「多様な学びの場」とするために「個別の教育支援計画」をさらに充実していく必要があります。

アンケート調査では、幼稚園・学校などに望むこととして、「就学相談や進路指導など、相談体制を充実してほしい」、「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」が上位に挙げられています。

人々が互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障害のある児童に関わるすべての人が、その多様な特性について理解を深めるとともに、教職員への研修や適切な教育相談体制の充実等、障害理解の啓発と十分な支援体制の充実に努めます。

施策名	施策の内容	担当課
個別の教育支援計画の	個別の教育支援計画を適切に作成・活用し、必要	学校教育課
有効活用	に応じて関係機関と連携するなど、一人一人に	
	あった指導と支援の充実を図ります。	
発達障害に係る相談体	小・中学校における発達障害のある児童生徒の	学校教育課
制の充実	保護者からの相談や、教員への指導・助言などが	
	できるように支援します。	
重度•重複障害児童生徒	肢体不自由を有する重度・重複障害児童生徒の	学校教育課
に対する相談体制の充	特別支援学校、地域の小・中学校での受け入れに	
実	ついて相談体制の充実を図ります。	

施策名	施策の内容	担当課
交流教育の充実	豊かな人間性の形成と障害児に対する正しい理	学校教育課
	解と認識を深めるため、小・中学校と特別支援学	
	校との交流教育を充実します。	
障害のある児童生徒に	小・中学校の教職員の福祉に関する研修への参	学校教育課
関わる教職員の専門性	加を促進し、特に知的障害や発達障害等の障害	
の向上	に対する理解を深め、専門性の向上に努めます。	
学校教育におけるアク	紙媒体の教科書による学習が難しい児童生徒に	学校教育課
セシビリティの向上	向けて提供されている「デイジー教科書」の周知	
	を継続的に行い、必要としている児童生徒が適	
	切に利用できるよう努めます。	

基本目標 5 社会参加の促進

(1)雇用・就労の充実

現状と課題/施策の方向

社会的・経済的に自立するために、就労は大きな意味をもっています。

障害のある人の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障害のある人の雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。一方、障害のある人を受け入れる事業所や能力に合った職種が少ないとされていることから、能力に応じて就労が可能となるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進することも重要です。

令和4年の障害者雇用促進法の改正により、事業主における障害者雇用の一層 の促進に向け、法定雇用率の引き上げとともに、事業主に対する支援策の強化が 図られることとなりました。

アンケート調査では、就労支援として必要だと思うこととして、「職場の障害者への理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が上位に挙げられています。

これらの現状を踏まえて、企業に対して障害者雇用についての情報提供や理解促進を図るなど、雇用の場の拡充に向けた取組を推進し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、関係機関との連携を強化し相談窓口や就労後の職場定着の支援を充実します。また、就労をする上での必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練の場や福祉的就労の場を確保することにより、就労に向けた活動を支援します。

施策名	施策の内容	担当課
職業相談の充実	ハローワークや県北圏域障害者就業・生活支援	福祉課
	センター「ふれあい」や県北産業技術学校、就労	
	移行支援事業所との連携を図りながら、障害者	
	の適正な職業選択や就職後の職場適応について	
	の支援と、就労定着支援の利用促進により職場	
	への定着を図ります。	
	また、特別支援学校卒業者の職業自立を推進す	
	るため、特別支援学校、ハローワーク等の関係機	
	関の連携により、就労を支援します。	
公共職業能力開発施設	障害者が就労に関する技能・知識を習得するた	福祉課
等における障害者職業	め、栃木県や雇用・能力開発機構が設置する公共	
訓練の推進	職業開発施設による、障害者の職業訓練の活用	
	を推進します。	
障害者雇用率制度の周	障害者の雇用機会の拡大による職業的自立を図	福祉課
知と障害者雇用の促進	るためハローワークと連携し、事業主に対し障	総務課
	害者雇用率制度や障害者雇用納付金制度に基づ	
	く助成など、障害者の雇用を促進する各種制度	
	の周知を図るとともに、障害の特性に応じた支	
	援を通じて障害者の雇用を促進します。	
	また、市の職員採用については、庁内に軽作業等	
	を集約した庶務事務センターを設置し、多様な	
	障害者雇用を創出するとともに、法定雇用率を	
	遵守します。	
職場環境の改善	障害者が働きやすい職場環境とするため、段差	生活環境課
	の解消やトイレ等の設備改造などのバリアフリ	福祉課
	ー化について、事業主への理解を促進します。	
	また、障害者が容易に通勤できるよう路線バス	
	などの利便性の向上に努めます。	
障害者雇用促進会(面接	ハローワークと連携し、就職を希望する障害者	商工観光課
会)への参加の促進	と求人企業との合同面接会への参加を促進し、	福祉課
	障害者の雇用の促進を図ります。	

施策名	施策の内容	担当課
福祉施設から一般就労	就労支援施設等から一般就労への移行を促進す	福祉課
への移行の促進	るため、就労移行支援や、就労継続支援を行う事	農政課
	業所を整備し、利用を促進します。とちぎ職業訓	商工観光課
	練センターとの連携、ジョブコーチ制度の活用	
	を促し重度者の雇用、定着に向けていきます。	
	また、農業分野と福祉分野が連携した(農福連	
	携) 障害者の就労の拡大につながる取組を推進	
	します。	
障害者就労施設等への	就労継続支援(A型・B型)等における作業の受	福祉課
発注の促進	注の確保や製品の販路拡大、利用促進等により、	
	施設運営の安定化を図ります。	
	また、障害者優先調達推進法の趣旨に準じて、市	
	が購入する物品や委託する軽作業等について、	
	対応可能な障害福祉サービス事業所への発注を	
	促進します。	

(2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

現状と課題/施策の方向

スポーツや文化活動等の社会参加は生活を豊かにするものであり、積極的に促進していく必要があります。こうした活動を広げるには、障害のある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切です。

障害のある人と障害のない人が共に活動することを通じてお互いの理解が深められるよう、スポーツや文化活動等の支援を行います。

施策名	施策の内容	担当課
活動機会の確保	障害者が行う文化活動の推進を図るため、各種	福祉課
	講座の開催をはじめ、地域活動支援センター等	生涯学習課
	においても多様な表現活動を取り入れるなど、	文化振興課
	身近な活動の充実により、活動機会の確保を促	
	進します。	
指導者の確保	障害者の文化活動等の指導者を地域の中から発	福祉課
	掘し、活用を図ります。	生涯学習課
		文化振興課
発表機会の確保	大田原市福祉ふれあいまつりなどの障害者文化	福祉課
	祭や芸術祭等への参加を促進するとともに、公	文化振興課
	共施設等の常設ギャラリーの活用等により、障	
	害者の個性や能力を知る機会として、地域での	
	発表機会を確保します。	
障害者スポーツの普及	栃木県障害者スポーツ協会と連携し、障害者ス	福祉課
と指導員の養成	ポーツの普及・振興を図り指導員養成の周知を	
	図ります。	

施策名	施策の内容	担当課
スポーツ施設の利用促	身近な地域でスポーツ施設が利用できるよう、	スポーツ振興課
進	既存施設の改修や障害者スポーツ設備・機材の	
	配置を促進するとともに、障害者の利用料金の	
	減免制度による利用促進を図ります。	
障害者スポーツ大会へ	那須地区3市町で共同開催されている那須地区	福祉課
の参加の促進	障害者スポーツ・レクリエーション大会や、那須	
	地区ふれあいスポーツ大会の充実を図り、参加	
	を促進します。	
	また、栃木県障害者スポーツ大会及び全国障害	
	者スポーツ大会への参加を促進します。	
レクリエーション活動	レクリエーション交流会等の開催など、障害の	福祉課
の促進	ある人とない人が一緒にレクリエーションを楽	生涯学習課
	しめる機会の確保を図ります。	商工観光課
読書バリアフリーの推	図書館での利用登録手順の確立、音訳依頼、デイ	生涯学習課
進	ジー図書の貸出・返却といった一連の流れを確	
	立するとともに、音訳ボランティアと連携した	
	サービス体制を整備し、図書館の体制強化を図	
	ります。	
障害者社会参加推進セ	地域における自立生活と社会参加を推進するた	福祉課
ンターの活用の促進	め、障害者を対象に、様々な社会参加促進施策を	
	行う障害者社会参加推進センターの活用を促進	
	します。	

基本目標6 安全・安心な暮らしの確保

(1) バリアフリーの推進

現状と課題/施策の方向

障害のある人や高齢者をはじめとするすべての人々が尊重され、生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる、快適で暮らしやすい生活環境のまちづくりが求められています。バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は障害のある人の社会参加にもつながることから、今後も継続的に環境整備に取り組んでいく必要があります。

また、住まいは生活の基本であり、障害の特性や程度などに左右されることなく、誰もが可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるような環境が必要です。

アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと 思うこととして、「障害児者に配慮した道路・建物・駅などの整備」が約3割となっています。

すべての市民が快適で安心して日常生活が営める環境を整備するため、道路や 公共施設等におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。

施策名	施策の内容	担当課
公共交通における施設	関係部署と連携し、誰もが安全で利用しやすい	都市計画課
整備等の促進	公共交通機関とするため、駅等の旅客施設への	生活環境課
	エレベーター等の設置や、視覚障害者誘導ブロ	
	ックの敷設を促進します。	
	また、ノンステップバスの導入等路線バスの低	
	床化等を促進します。	
歩道等におけるバリア	「大田原市都市計画マスタープラン」に基づい	道路課
フリー化の促進	た都市基盤の整備を行い、障害者が安心して移	都市計画課
	動できるよう、またノンステップバスの運行に	
	も支障のないように、道路、歩道等の整備・改修	
	を促進します。	
	また、歩道や道路上の不正使用物件等の撤去の	
	指導に努めます。	

施策名	施策の内容	担当課
公共的施設等のバリア	関係部署と連携し、学校や公共施設、市営住宅、	都市計画課
フリー化の促進	公園等の新たな施設整備にあたっては、バリア	総務課
	フリー化を促進するとともに、誰もが利用しや	建築住宅課
	すいユニバーサルデザインの視点を取り入れた	
	整備を推進します。	
	また、商業施設、医療機関、賃貸住宅等の障害者	
	が利用する施設においても、バリアフリー化を	
	図るよう普及・啓発に努めます。	
公共施設バリアフリー	「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」にお	総務課
	けるユニバーサルデザインのまちづくりの考え	
	方を踏まえ、障害者、高齢者、子育て世代など、	
	すべての人がストレスなく快適に利用できる施	
	設を目指し、多目的トイレの設置や段差の解消、	
	スロープの設置など、バリアフリー化を意識し	
	た施設整備を行います。	
	また、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、エ	
	レベーターや自動ドア、高さの異なる手すりの	
	設置、ピクトグラムを使った案内表示などを考	
	慮した施設整備を行います。	
学校施設バリアフリー	学校は、災害時の避難所としても指定されてい	教育総務課
	ることから、階段や段差などのバリアフリー化	
	を推進するとともに、スロープや手すりの設置、	
	トイレの洋式化を推進します。	
住宅のバリアフリー化	住宅のバリアフリー化の専門的アドバイスをも	福祉課
の周知	とに、住宅改造または住宅改修の公的助成制度	高齢者幸福課
	の周知に努めます。	

(2) 防災・防犯対策の推進

現状と課題/施策の方向

障害のある人が安心して地域で生活していくためには、防災や防犯の対策も積極的に展開していく必要があります。特に、障害のある人を含む、自力では避難することが困難な人の円滑な避難支援や安否確認の実施には、地域住民、自治会、見守り隊、自主防災組織など、地域の幅広い協力が不可欠です。避難行動に支援が必要な人の災害時の安全を確保するため、多くの人の参加を促すとともに、障害に配慮した情報伝達手法についての検討や、避難所での障害への配慮を充実していく必要があります。

アンケート調査では、災害時の困りごととして、「投薬や治療が受けられない」、 「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が上位に挙げられています。 障害のある人の意見も踏まえながら、災害時の避難支援を円滑に行うための防 災訓練・避難訓練の実施と避難所における合理的配慮の提供を図りながら、災害 対策を強化していくとともに、障害のある人が犯罪被害に遭わないよう、警察を はじめとする関係機関と連携しながら注意喚起を行い、防犯対策に取り組みます。

施策名	施策の内容	担当課
正しい障害理解による	災害時の情報提供や避難誘導、犯罪発生時など	福祉課
対応の促進	に地域の障害者に適切な対応ができるよう、地	
	域の住民や様々な関係機関・団体等において、正	
	しい情報の理解と意思疎通のできるボランティ	
	ア等の人材育成等を促進します。	
	また、障害者と介護者が安心して避難できるよ	
	う、福祉避難所の確保に努めます。	
災害時の情報提供の整	災害時の災害情報を適時に入手するため、よい	危機管理課
備	ちメール・市ホームページ、防災行政無線等によ	
	る災害情報の提供を行います。	

施策名	施策の内容	担当課
地域ぐるみの防災訓練	社会福祉施設の管理者に対し、非常災害対策計	危機管理課
の実施	画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災	
	訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣	
	住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請	
	し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど	
	災害時の避難対策を確立するよう指導します。	
緊急連絡体制の確保	社会福祉施設等へのメール、携帯電話等を活用	福祉課
	した、災害時に必要な情報を確実に双方向で連	
	絡できる体制づくりを推進します。	
施設の弾力的運用	災害時における弾力的運用を図り、被災を受け	福祉課
	た障害者に対する支援に努めます。	
犯罪被害、消費トラブル	防犯情報や、障害者の消費トラブルの防止に向	生活環境課
防止体制の整備	けた悪徳商法や製品事故に関する情報等につい	危機管理課
	て、様々な広報媒体の活用や自治会、民生委員、	福祉課
	障害者相談員、消費生活相談員、警察官などの巡	高齢者幸福課
	回連絡等により周知し、地域の防犯体制の整備	
	を図ります。	

第 5 章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標

(1)施設入所から地域生活への移行

国の基本指針によれば、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和8年度末までに地域生活(グループホーム、一般住宅等)に移行する者の数値目標を設定することとされています。

①入所施設の入所者の地域生活への移行

区分	数值	備考
令和4年度末入所者数(A)	107人	実績
【目標値】地域生活移行者数(B)	2人	目標
移行率 (B/A)×100	1.9%	

②入所施設の入所者数

区分	数值	備考
令和4年度末入所者数(A)	107人	実績
【目標値】削減見込(B)	2人	目標
削減率 (B/A)×100	1.9%	

<大田原市の取組>

・グループホームの整備促進や、自立訓練事業、自立生活援助等の充実により、地域 生活への移行を進めます。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、ともに暮らせる社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

<国の基本指針>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する。

区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	60	60	60
保健、医療及び福祉関係者による協議の場 への関係者の参加者数	120人	120人	120人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場 における目標設定及び評価の実施回数	60	60	60
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	2人	3人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	2人	2人	2人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	40人	40人	40人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の 利用者数	1人	1人	1人

<大田原市の取組>

・協議の場の設置について、栃木県県北健康福祉センター及び近隣市町と連携を図り ながら検討します。

(3) 地域生活支援の充実

サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、各市町村または各都道府県が定める障害福祉圏域(以下「圏域」という。)において、少なくとも一つは整備を進めることが国の指針により求められています。この体制整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制も可能とされています。

<国の基本指針>

令和8年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目指す。

また、令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを目指す。

<大田原市の取組>

・地域生活支援拠点等の整備については、平成30年度から面的整備により、必要な5つの機能のうち、緊急時の受入対応体制とグループホーム等の体験機会の提供の2つを整備しています。引き続き、地域生活支援拠点等の機能充実を図り、年1回以上は、運用状況等を検証していきます。

また、強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実を図るため、支援ニーズ等を把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。

区分	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1回/年	1回/年

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しました。

①福祉施設から一般就労への移行

<国の基本指針>

令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者が、令和3年度実績の 1.28 倍以上になることを目指す。

区分	数值	備考
令和3年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者 (A)	7人	実績
令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者 (B)	9人	見込
【目標値】 令和8年度中/令和3年度中(B/A)	1.29倍	

②就労移行支援事業の一般就労への移行

<国の基本指針>

令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の 1.31 倍以上になることを目指す。

区分	数值	備考
令和3年度中に一般就労へ移行した者(A)	4人	実績
令和8年度中に一般就労へ移行した者(B)	5人	見込
【目標値】 令和8年度中/令和3年度中(B/A)	1.25 倍	

③就労移行支援事業所の実績の確保・向上

<国の基本指針>

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上になることを目指す。

区分	数值	備考
令和5年度の就労移行支援事業所	4箇所	実績
令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就		
労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行	2箇所	見込
した者の割合が5割以上の事業所数		

④就労継続支援A型の一般就労への移行

<国の基本指針>

令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の概ね 1.29 倍以上になる ことを目指す。

区分	数值	備考
令和3年度中に一般就労へ移行した者(A)	2人	実績
令和8年度中に一般就労へ移行した者(B)	3人	見込
【目標値】 令和8年度中/令和3年度中(B/A)	1.50 倍	

⑤就労継続支援B型の一般就労への移行

<国の基本指針>

令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の概ね 1.28 倍以上になる ことを目指す。

区分	数值	備考
令和3年度中に一般就労へ移行した者(A)	1人	実績
令和8年度中に一般就労へ移行した者(B)	1人	見込
【目標値】 令和8年度中/令和3年度中(B/A)	1.00倍	

⑥就労定着支援事業の利用者数

<国の基本指針>

令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者が、令和3年度実績の 1.41 倍以上になることを目指す。

区分	数值	備考
令和3年度中に就労定着支援事業を利用した者(A)	6人	実績
令和8年度中に就労定着支援事業を利用した者(B)	9人	見込
【目標値】 令和8年度中/令和3年度中(B/A)	1.50 倍	

⑦就労定着支援事業の就労定着率

<国の基本指針>

令和8年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を 全体の2割5分以上になることを目指す。

区分	数	値	備考
令和5年度の就労定着支援事業所		1 箇所	実績
令和8年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率		1 箇所	目:\lambda
が了割以上の事業所			光丛

<大田原市の取組>

・就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを充実強化することにより、就労 移行支援事業等を推進し、障害者の福祉施設、就労支援事業、就労継続支援A型、 及び就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行を促進します。また、一般就労 へ移行した後の支援として、就労定着支援事業の利用促進を図り、安定した就労を 推進します。

(5)障害児支援の提供体制の整備等

障害児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、 就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制 整備が重要となります。

①児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

<国の基本指針>

令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1 箇所以上設置することを目指す。

令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制の構築を目指す。

<大田原市の取組>

・児童発達支援センターが県北圏域で1箇所設置されており、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所等訪問支援を実施しています。今後、児童発達支援センターは、地域における中核的な支援施設となることから、引き続き、市内における設置を働きかけていきます。

②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 の確保

<国の基本指針>

令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを目指す。

<大田原市の取組>

・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 の確保については、市単独での確保が困難であり、県北圏域で協議していきます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<国の基本指針>

令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各 圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を 図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを 配置することを目指す。

区分	令和	令和	令和
	6年度	7年度	8年度
コーディネーターの配置	6人	7人	7人

<大田原市の取組>

- 医療的ケア児の協議の場として地域自立支援協議会において、引き続き、協議検討します。
- ・医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、県実施の医療的ケア児コーディネーター養成研修修了者が6名おり、うち3名が大田原市障害者基幹相談支援センターと大田原市障害者相談支援センターの相談員として活動しています。今後も、県の養成研修等を活用し、コーディネーターの拡充に努めます。

(6) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等に対する支援体制を確保することが重要となります。

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 (保護者)及び実施者数(支援者)

<国の基本指針>

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 (保護者) 及び実施者数 (支援者) を見込むこと。

区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数 【保護者】	5人	5人	5人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施者数 【支援者】	1人	1人	1人

区分	令和	令和	令和
	6年度	7年度	8年度
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人

<大田原市の取組>

• 大田原市早期総合発達支援協議会と連携し、事業の実施を検討していきます。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、計画相談支援の対象者を、原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しているものの、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

<国の基本指針>

令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目指す。

区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターの設置	1 箇所	1 箇所	1 箇所
相談支援事業者に対する訪問等による専門 的な指導・助言	15件	15件	15件
相談支援事業者の人材育成の支援	11件	11件	11件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	20 🗆	20 🗆	20 🛭
事例検討の実施回数(頻度)	12回/年	12回/年	12回/年
事例検討の参加事業者(機関)数	11 事業所	11 事業所	11 事業所
協議会の専門部会の設置数	4箇所	4箇所	4箇所
専門部会の実施回数(頻度)	28 回/年	28回/年	28 回/年

<大田原市の取組>

・障害者等の身近なところで適切なアドバイスができる相談支援体制の充実は不可欠であることから、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業の充実を図るとともに、地域自立支援協議会の相談支援部会にて、様々な困難ケースや問題に対して情報共有や共通の認識を図ります。また、地域自立支援協議会の人材育成部会や県の研修会等を活用し、更なるスキルアップの向上に努めるとともに、指定特定相談事業所の設置促進及び相談支援専門員の資格取得研修について、県の研修機関と連携し、拡充に努めます。

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、 改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用 者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

<国の基本指針>

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する 体制を構築することを目指す。

区分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に 係る研修その他の研修への市職員の参加	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施	有	有	有

<大田原市の取組>

- ・那須地区障害福祉従事者等連絡会において、那須地区の障害福祉サービス事業者と 行政機関等で情報交換を行い、サービスの質の向上に努めます。
- 地域自立支援協議会事業所部会において実施する情報共有及び資質向上のための 研修会や、県等で実施している各種研修会への積極的な参加を呼びかけます。

2 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

(1)訪問系サービス

①居宅介護(ホームヘルプ)

居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、通 院時における介助等、生活全般にわたる援助を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、時間/月)

	区分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
	. //		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
	見込	利用者数	79	81	83	83	85	87	
	量	利用量	700	720	740	770	790	810	
	実績	利用者数	92	97	99				
居宅介護	値	利用量	746	769	762				
	達成率	利用者数	116.5%	119.8%	119.3%				
		利用量	106.6%	106.8%	103.0%				

②重度訪問介護

重度の肢体不自由の人や重度の知的、精神障害のために行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護を総合的に行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、時間/月)

区分				第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
		利用者数	1	1	1	1	1	1	
	込量	利用量	20	20	20	20	20	20	
壬戌計明入洪	実績	利用者数	1	1	1				
重度訪問介護	値	利用量	10	4	10				
	達成	利用者数	100.0%	100.0%	100.0%				
	率	利用量	50.0%	20.0%	50.0%				

③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出先における移動中に必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、時間/月)

区分				第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
	/3		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
	見込	利用者数	9	10	11	11	11	11	
	量	利用量	40	42	44	44	44	44	
□ 仁 拉 詳	実	利用者数	10	9	7				
同行援護	績値	利用量	41	36	32				
	達成率	利用者数	111.1%	90.0%	63.6%				
		利用量	102.5%	85.7%	72.7%				

4行動援護

知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有した常時介護を要する人に、 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中 の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、時間/月)

区分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
	. 2		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見	利用者数	1	1	1	1	1	1
	込量	利用量	З	3	3	З	3	3
~ 手h+ ☆ =#	実績	利用者数	0	0	1			
行動援護	値	利用量	0	0	3			
	達成	利用者数	0.0%	0.0%	100.0%			
	率	利用量	0.0%	0.0%	100.0%			

5 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害支援区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供するものです。栃木県には事業所がなく、利用希望者が見込めませんが、その他の障害福祉サービスを組み合わせて包括的に提供することにより、身近な地域での生活を可能にできるよう支援します。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、時間/月)

ſ ∀	\		•	6期利用実 5年度は実績		j	97期見込む	
区分		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
重度障害者等 見		利用者数	0	0	0	0	0	0
包括支援	量	利用量	0	0	0	0	0	0

訪問系サービスの今後の方策

・サービス量は、横ばいの状況が続いているものの、今後、社会参加、地域移行の 観点から一定の増加が見込まれることから、提供事業所が必要なサービス量を確 保できるよう、定期的な協議の場を活用して連携体制を強化します。

また、様々な障害特性に配慮したサービスの提供が行われるよう、事業所と連携 しながら、サービス提供者の資質の向上に取り組みます。

(2)日中活動系サービス

①生活介護

常に介護が必要な人に、主に日中において、入浴、排せつ、食事等の介護や、 創作的な活動、生産活動等の機会を提供するものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、人日/月)

区分				第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
<u> </u>	/3		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
	見	利用者数	220	222	224	240	245	250	
	込量	利用量	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	
ルバ ^ =#	実績	利用者数	225	234	242				
生活介護	値	利用量	4,176	4,300	4,353				
	達成率	利用者数	102.3%	105.4%	108.0%				
		利用量	104.4%	104.9%	103.6%				

②自立訓練 (機能訓練)

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・回復等の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、人日/月)

区分				第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
	見込	利用者数	1	1	1	1	1	1	
	量	利用量	20	20	20	20	20	20	
自立訓練	実績値	利用者数	1	0	0				
(機能訓練)		利用量	2	0	0				
	達成	利用者数	100.0%	0.0%	0.0%				
	率	利用量	10.0%	0.0%	0.0%				

③自立訓練(生活訓練)

知的障害者や精神障害者に、自立した日常生活を営むために必要な、入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、人日/月)

区分				第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
	見込	利用者数	7	7	7	7	7	7	
	量	利用量	100	105	105	105	105	105	
自立訓練	実績	利用者数	3	ω	1				
(生活訓練)	値	利用量	37	38	9				
	達成率	利用者数	42.9%	42.9%	14.3%				
		利用量	37.0%	36.2%	8.6%				

4就労選択支援

就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするものです。

【第7期見込量】

(単位:人/月)

ſ∇	分		6期利用実 5年度は実績		第7期見込量		
	7.5	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労選択支援	見 込 実施の有領 量	#				5	10

⑤就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害者に対して、事業所内や企業において生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、一般企業等への就労に結びつくよう支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、人日/月)

区分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
				令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込	利用者数	25	26	27	27	27	27
	量	利用量	450	455	460	460	460	460
at 254 45 45 45 45 45 45 45 45 45 45 45 45 4	実績値 達成	利用者数	20	19	20			
就労移行支援		利用量	336	308	340			
		利用者数	80.0%	73.1%	74.1%			
	率	利用量	74.7%	67.7%	73.9%			

⑥就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な障害者で継続して就労することが可能な人に、 原則雇用契約に基づいた工賃を得ながら、生産活動等の機会の提供、就労に必要 な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、人日/月)

区分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
	/3		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込	利用者数	55	60	65	70	75	80
	量	利用量	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
就労継続支援	実績値 達成	利用者数	57	61	67			
A型		利用量	1,096	1,170	1,341			
		利用者数	103.6%	101.7%	103.1%			
	率	利用量	99.6%	97.5%	103.2%			

⑦就労継続支援B型

年齢、心身の状態等の理由で、企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な 訓練等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、人日/月)

区分			-	6期利用実 5年度は実績		笋	第7期見込量		
	73		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
	見込量	利用者数	185	188	194	230	240	250	
		利用量	3,300	3,400	3,500	4,100	4,300	4,500	
就労継続支援	実績値 達成	利用者数	199	208	220				
B型		利用量	3,569	3,721	4,022				
		利用者数	107.6%	110.6%	113.4%				
	率	利用量	108.2%	109.4%	114.9%				

⑧就労定着支援

一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象に、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上等の訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月)

区分				6期利用実 5年度は実績	J用実績 第7期見込量 ま実績見込)			
	E 7)			令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労定着支援	見込量	利用者数	00	0	10	6	7	8
	実績値	利用者数	6	4	4			
	達成率	利用者数	75.0%	44.4%	40.0%			

9療養介護

医療を要する障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月)

区分				6期利用実 5年度は実績		第7期見込量		
	رر		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
療養介護	見込量	利用者数	5	5	5	6	6	6
	実績値	利用者数	5	6	6			
	達成率	利用者数	100.0%	120.0%	120.0%			

⑩短期入所(ショートステイ)

居宅において、介護を行う人の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者に、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、人日/月)

区分				6期利用実 5年度は実績		第7期見込量		
	73		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込	利用者数	55	56	57	60	65	70
	量	利用量	550	560	570	540	590	630
短期入所	実績値 達は	利用者数	48	42	63			
短期入別		利用量	491	444	554			
		利用者数	87.3%	75.0%	110.5%			
	成率	利用量	89.3%	79.3%	97.2%			

日中活動系サービスの今後の方策

•日中活動系サービスの利用を希望する障害者に対し、適切にサービスを提供していくために、利用者ニーズを的確に把握した上で、今後見込まれる特別支援学校の卒業者や地域生活へ移行する精神障害者等の新規増を勘案し、各事業所とのさらなる連携体制の充実を図っていきます。

また、利用者が必要とするサービスを適正な量で提供できるよう、近隣市町とも 連携しながら、市の枠を超えて利用しやすい環境づくりに取り組みます。

(3)居住系サービス

1自立生活援助

一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、 必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月)

ᅜ	区分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			9	87期見込む	7期見込量 令和 令和 7年度 8年度 2 2	
	7.3		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			
	見込量	利用者数	2	4	6	2	2	2	
自立生活援助	実績値	利用者数	0	0	0				
	達成率	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%				

②共同生活援助 (グループホーム)

障害のある人に、共同生活を営むべき住居において、主に夜間、相談その他の 日常生活上の援助を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月)

区分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			j	第7期見込む		
	/3		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込量	利用者数	95	96	97	120	125	130
共同生活援助	実績値	利用者数	99	112	117			
	達成率	利用者数	104.2%	116.7%	120.6%			
共同生活援助 ※重度障害者	見込量	利用者数						

③施設入所支援

施設に入所する必要がある障害者に、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の日常生活上の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月)

∀	区分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			97期見込	三 里
	73		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込量	利用者数	103	101	100	100	100	100
施設入所支援	実績値	利用者数	105	102	100			
	達成率	利用者数	101.9%	101.0%	100.0%			

居住系サービスの今後の方策

・地域での生活を望む障害者に対して、グループホームは重要な社会資源のひとつとなっています。地域住民との交流を図りながら、適切な日常生活上の援護や自立生活への助長が図れるよう支援するとともに、施設入所が必要な方に対し、適切に対応していきます。

(4)相談支援サービス

1計画相談支援

計画相談支援は、「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」をいいます。利用する障害福祉サービス等の内容を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行うもので、サービスを利用するすべての障害者が対象となります。また、一定期間ごとの見直し、事業者等との連絡調整などを行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月)

区分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			笋	7期見込量 令和 令和 7年度 8年度 75 80	
	IJ		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
	見込量	利用者数	50	51	52	70	75	80
計画相談支援	実績値	利用者数	61	57	63			
	達成率	利用者数	122.0%	111.8%	121.2%			

②地域移行支援

施設・精神科病院に入所・入院している障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月)

K	区分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			87期見込	
	73		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込量	利用者数	0	1	1	1	2	3
地域移行支援	実績値	利用者数	0	1	1			
	達成率	利用者数	_	100.0%	100.0%			

③地域定着支援

居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保 し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行うもの です。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月)

K	区分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
	73		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
	見込量	利用者数	2	2	1	2	3	4	
地域定着支援	実績値	利用者数	2	2	1				
	達成率	利用者数	100.0%	100.0%	100.0%				

相談支援サービスの今後の方策

相談支援事業の周知を図り、気軽に相談できるような環境をつくることや、利用 者個々の状況に応じた適切なケアマネジメントの実施及びモニタリングができ るよう、相談支援専門員の養成や体制の充実に努め、地域自立支援協議会で検証 していきます。

(5)障害児支援サービス

①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、人日/月)

区分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			笋	97期見込	<u>=</u>	
	73		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込	利用者数	50	51	52	76	77	78
	量	利用量	390	400	410	690	700	710
旧去公牛十位	実績	利用者数	65	72	75			
児童発達支援	値	利用量	600	673	680			
	達成	利用者数	130.0%	141.2%	144.2%			
	率	利用量	153.8%	168.3%	165.9%			

②放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、人日/月)

区分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			Э	97期見込	⊒ ⊒	
	7.3		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込	利用者数	130	135	140	215	220	225
	量	利用量	1,500	1,550	1,600	2,400	2,450	2,500
放課後等デイ	実績	利用者数	163	190	210			
サービス	値	利用量	1,926	2,177	2,373			
	達成	利用者数	125.4%	140.7%	150.0%			
	率	利用量	128.4%	140.5%	148.3%			

3保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月、人日/月)

区分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
	73		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込	利用者数	4	4	4	4	4	4
	量	利用量	4	4	4	4	4	4
保育所等訪問	実績	利用者数	2	4	3			
支援	値	利用量	3	4	3			
	達成	利用者数	50.0%	100.0%	75.0%			
	率	利用量	75.0%	100.0%	75.0%			

4 障害児相談支援

障害児相談支援は、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」をいいます。利用する障害児通所支援の種類及び内容などを定めた障害児支援利用計画を作成するもので、障害児通所支援を利用するすべての児童が対象となります。また、一定期間ごとの見直し、事業者等との連絡調整などを行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/月)

区分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			Э	97期見込	
	/3		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込量	利用者数	19	22	26	36	40	45
障害児相談支 援	実績値	利用者数	18	27	33			
	達成率	利用者数	94.7%	122.7%	126.9%			

障害児相談支援サービスの今後の方策

・障害児が必要な支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関と連携 して相談支援を実施し、サービスの充実に努めるとともに、障害児相談支援事業 者と連携して情報共有と資質向上を図ります。

3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

(1)理解促進研修・啓発事業

福祉教育や広報周知により啓発活動(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行い、障害のある方に対する理解を深めるための事業を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

(3)相談支援事業

障害者や家族等の相談に対して、必要な制度やサービス等の情報提供、権利擁護のために必要な援助等を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

本市では、社会福祉法人等の3法人に委託し、「大田原市障害者相談支援センター(身体障害、知的障害、精神障害)」及び「地域生活支援センターゆずり葉(主に精神障害)」で実施しています。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:箇所、実施の有無)

☑ ☆	区分		6期利用実 5年度は実績		第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
古家牛培事業	見込量	2	ω	ω	3	3	3
相談支援事業	実績値	2	2	3			
基幹相談支援センタ	見込量	有	有	有	有	有	有
一等機能強化事業	実績値	有	有	有			
	見込量	有	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	実績値	有	有	有			

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、知的障害、精神障害などの理由によって判断能力に欠ける又は不十分な方に対し、成年後見制度の利用支援を行うことにより、障害のある方の権利擁護を図ります。

成年後見制度の利用については、申立てに要する経費(登記手数料、鑑定手数料、郵便料)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/年)

区分			6期利用実 5年度は実績		j	97期見込む	三 里
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込量	1	1	1	2	2	2
成年後見制度利用支 援事業	実績値	1	1	1			
及子术	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ります。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:箇所)

区分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
	見込量				1	1	1	
成年後見制度法人後 見支援事業	実績値							
	達成率							

(6) 意思疎通支援事業(手話通訳等)

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションが図れるよう支援します。また、要約筆記者の養成講座を開催し、要約筆記者を養成します。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人/年)

区分	第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
E /J		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込量	10	10	10	10	10	10
手話通訳者·要約筆 記者派遣事業	実績値	9	9	9			
	達成率	90.0%	90.0%	90.0%			

(7)日常生活用具給付事業

障害者等が日常生活上の便宜を図るための用具である日常生活用具の購入や住宅改修をする際に、障害者等にその購入費用等の一部を日常生活用具費として給付することにより、障害者等の日常生活の支援を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:件/年)

区分			6期利用実 5年度は実績		第7期見込量			
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	介護訓練支援用具		3	3	3	0)	9	9
	自立生活支援用具		8	8	8	8	8	8
	在宅療養等支援用具		11	11	11	14	14	14
	情報•意思疎通支援 用具	見込量	10	10	10	12	12	12
	排泄管理支援用具	里	1,900	1,900	1,900	2,454	2,540	2,626
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		3	3	3	4	4	4
	計		1,935	1,935	1,935	2,501	2,587	2,673
	介護訓練支援用具		9	6	9			
	自立生活支援用具		5	6	8			
吊生	在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援 用具 排泄管理支援用具 居宅生活動作補助用		9	14	14			
洁用具:		実績値	12	12	12			
給付	排泄管理支援用具	밀	2,165	2,290	2,368			
事業	居宅生活動作補助用 具(住宅改修費)		5	1	4			
	計		2,205	2,329	2,415			
	介護訓練支援用具		300.0%	200.0%	300.0%			
	自立生活支援用具		62.5%	75.0%	100.0%			
	在宅療養等支援用具		81.8%	127.3%	127.3%			
	情報•意思疎通支援 用具	達成率	120.0%	120.0%	120.0%			
	排泄管理支援用具		113.9%	120.5%	124.6%			
	居宅生活動作補助用 具(住宅改修費)		166.7%	33.3%	133.3%			
	計		114.0%	120.4%	124.8%			

(8)移動支援事業

社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出に支援が必要な障害者等に対して、ヘルパー等を派遣して移動支援を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:人、時間)

区分				6期利用実 5年度は実績		第7期見込量		
	7.5		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込量	利用者数	30	30	30	30	30	30
		時間数	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
投動士拉市兴	実績値 達成率	利用者数	26	14	20			
移動支援事業		時間数	492	439	450			
		利用者数	86.7%	46.7%	66.7%			
		時間数	35.1%	31.4%	32.1%			

(9) 地域活動支援センター等事業

地域において就労機会を得がたい障害者等に対して、通所による創作的活動や 生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供するため、地域活動 支援センターを設置し、障害者等の状況に応じた支援を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:箇所、人/月)

×	分			6期利用実 5年度は実績		第7期見込量		
	/3		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込	箇所数	8	8	8	6	6	6
	量	利用者数	80	80	80	115	115	115
地域活動支援	実績値 達成	箇所数	7	7	6			
センター		利用者数	96	113	115			
		箇所数	87.5%	87.5%	75.0%			
	率	利用者数	120.0%	141.3%	143.8%			

(10) その他の事業

①日中一時支援事業

日中、障害福祉サービス事業所等において、障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的訓練等の支援を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:箇所、人/年)

区分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
	7.5		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
	見込量	箇所数	13	13	13	16	16	16	
		利用者数	90	90	90	103	106	109	
日中一時支援	実績値 達成	箇所数	12	13	15				
事業		利用者数	92	98	100				
		箇所数	92.3%	100.0%	115.4%				
	率	利用者数	102.2%	108.9%	111.1%				

②訪問入浴事業

通所困難な重度の障害者等に対し、身体の清潔保持及び心身機能の維持を図るため、居宅を訪問し入浴の支援を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位:箇所、人/年)

X	分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
	7.5		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	見込量	箇所数	2	2	2	2	2	2
		利用者数	10	10	10	10	10	10
=+	実績値 達成率	箇所数	2	2	2			
訪問入浴事業		利用者数	8	7	7			
		箇所数	100.0%	100.0%	100.0%			
		利用者数	80.0%	70.0%	70.0%			